

臨時財産調査の概要 — 財産税実施の前奏曲 —

無署名

緊急対策の断行

戦時の不健全財政に起因する通貨の異常膨張は、戦後に於ける諸種の事情に纏綿して漸次悪性インフレーション昂進の一途を辿り、一面、財産税問題を繞って捲き起こされた浪費、買溜、換物運動等と相俟って物価の昂騰甚だしく、本年二月一五日の日銀券発行高は遂に六百億円を突破するに至り、社会不安愈々募り、四囲の情勢は將に爆発点の一步手前まで進行せんとする切迫さを示し来った。ここに於いて政府は、急遽、二月一七日を期して通貨・物資・価格等経済分野の全般に亘り、強力な統制方式を含む総合的の緊急対策断行を決意し、その第一歩として、一連とする五種の緊急勅令を公布し、即日之を施行した。即ち(一)通貨対策として、まづ預金封鎖を断行し、新旧日銀券の交換により手持現金及び不生産的資本の徹底的吸収を行うための金融緊急措置令(勅令第八三号)及び日本銀行券預入令(勅令第八四号)、(二)預金封鎖、日銀券新旧切替を裏付として、新税創設の準備的財産調査を行うための臨時財産調査令(勅令第八五号)、(三)主要食糧の供給確保、隠匿物資の放出を企図する食糧緊急措置令(勅令第八六号)及び隠匿物資等緊急措置令(勅令第八八号)等を実施するに至った。この中で、臨時財産調査の実施は、即ちやがて登場すべき財産税の前奏曲に外ならない。

臨時財産調査の目的

臨時財産調査の目的は、該調査令第一条に明記する如く、再建国民経済の安定等を前途とする新税の創設及確保に資する為に「調査時期」に於ける個人及び法人の財産等を調査するに在る。

財産税法の公布を待たず、何故にこれに先行して財産調査を行うか、その事情と理由とは、前に述べた通り、当面の経済危機緊急対策として実施する預貯金の封鎖、日銀券新旧切替と表裏の関連をもつ金銭的財産及び契約等を調査し、之に対し一税の封鎖的登録をなし、以て近く創設せらるべき財産税等の課税の的確と公正とを期せんとするに在る。

調査時期

財産税の対象たる財産の調査は、全国一斉に同一時期に調査しないと、公平を保ち得ない虞れがある。そこで、その調査時期を日本銀行券新旧切替の最後の日、三月二日の翌日である昭和二十二年三月三日午前零時と決定した（同令施行第一条）。

政府の当初の予定では、衆議院議員総選挙後に開かるべき特別議会（第九四回議会）に財産税等の法案を提出し、その協賛を経て、之を公布し、財産調査期日は命令を以て、新旧日銀券切替日に応じてこれを定める手筈であったが、衆議院議員の総選挙期日予定より遅れて三月三十一日（実に四月一〇日に変更）となり、四月一日前に法案の成立を見ることは事実上不可能となった。のみならず国内の経済情勢は、前述の如く緊急対策の断行を促したため、遂に税法

の公布に先だち、日銀券新旧切替を機として三月三日午前零時を期して、臨時財産調査に着手したのである。

臨時財産調査の範囲

臨時財産調査令により、調査すべき財産の範囲は、

- (甲) 調査時期に於て個人及び法人の有する金銭的財産及び契約に関する事項
 - (乙) 調査時期に於ける個人営業者の事業用の動産及び債権、債務に関する事項
 - (丙) 調査時期に於ける法人の固定資産、動産及び債権、債務に関する事項である。
- これらの事項は、いづれも所有者、又は契約者をして一定の期日迄に所轄税務署に申告せしむる仕組となっている（申告を要する事項は次項参照）。

臨時財産税申告要領

臨時財産調査令の規定により、財産の所有者又は契約者等より申告を要する事項は大要次の如くである（後述財産価格評価方法参照）。

(甲) 金銭的財産及び契約に関する申告

調査時期（三月三日午前零時）に於て、左記の財産を有する者、又は契約者は当該財産又は当該契約に関する左記事項を記載した申告書を提出するを要する。

(A) 預貯金その他、此等に準ずる債権

(一) 郵便貯金

(二) 銀行、無尽会社に対する預金、貯金又は積金

(三) 市町村農業会、信用組合又は市街地信用組合に対する貯金又は積金

(四) 産業組合、同連合会、工業組合、同連合会、商業組合、同連合会、統制組合、貿易組合、同連合会、漁業

協同組合、漁業会、製造業界、自動車運送事業組合、同連合会、都道府県農業会、道府県水産会、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は庶民金庫に対する貯金又は預金。

(五) 恩給金庫に対する対する寄託金

等については一口毎にその種類、金額、預貯金先、その他預貯金に関する事項(但し、一契約又は一件の金額五〇円以下のものを除く。)

(B) 公社債、株式その他此等に準ずる財産。

(一) 国債

(二) 地方債

(三) 社債(勸業債券、興業債券を含む。)

(四) 株式及び出資証券

(五) 投資信託受益証券

等については、その種類、記名式、無記名式の別、登録の有無、数、番号、額面金額、その他当該証券に関する事項(但し、一枚の額面金額五〇円以下のものを除く。)

- (C) 生命保険、信託、無盡、郵便年金契約等。
- (一) 生命保険契約（徴兵保険、結婚保険、教育保険契約を含み、簡易生命保険契約を除く。）
- (二) 金銭信託契約及び有価証券信託契約（信託会社等を受託者とするものに限る。）
- (三) 無盡契約（無盡会社との契約にして、未だ給付金の給付の発生しないものに限る。）
- (四) 郵便年金契約
- 等については、その種類、契約の日、元本額又は掛金額（年金額）その他契約に関する事項（但し、一件の保険契約千円以下のもの、一件の無盡契約三〇〇円以下のもの、並に特定の団体郵便年金契約を除く。）（保険料又は無盡の掛金を一時に払込んだものは申告を要する。）
- (D) 手形、小切手、郵便為替証書、収入印紙等
- (一) 手形、小切手、郵便為替証書、郵便為替貯金払出証書、歳出金支払通知書
- (二) 収入印紙
- 等については、その種類、金額、振出人又は発行者及び支払人又は引受人の住所氏名及び振出又は発行の日、その他当該小切手又は証書に関する事項（但し、一件の金額五〇円以下の手形、小切手又は郵便為替証書及び収入印紙の券面三円以下のものを除く。）
- 右事項を記載した臨時財産申告書を昭和二年三月三日より四月二日迄の間に、最寄りの金融機関（郵便官署、銀行、信託会社、無盡会社、市町村農業会、信用組合等）を経由して、又は所轄税務署に提出すると同時にその預貯金通帳、その他所有を証する書面を提出して、その確認を受けるを要する（収入印紙は郵便官署に提出し、新様

式のものと同引替へて貰う。但し、災害その他特別の事由ある場合に於いては昭和二十一年一月三〇日迄（同年一月二日以後の外）引揚邦人は引揚げた日より六〇日以内）にその事由を明かにして追加申告をなし得る。この追加申告を取扱機関に提出する場合は預貯金等はその預入先に限り、社債、株式等は当該発行会社に限られている。尤も税務署は総ての申告を受け付けることになっている。

(乙) 個人の事業用動産等の申告

(一) 申告義務者

調査時期に於て、

- (1) 物品販売業（動植物その他普通に物品と称せざるものの販売を含む。）
- (2) 物品貸付業
- (3) 製造業（物品の加工修理を含む。）
- (4) 請負業
- (5) 印刷業
- (6) 出版業
- (7) 鋳業
- (8) 砂鋳業

を管む個人にして調査時期に於いて本邦内に於ける当該事業用動産の価額五千円以上を所有するものは次に述べる事項を所定の期日に所轄税務署に申告するを要する。

(二) 要申告事項及び期限

前記申告義務者は当該事業用動産、例へば商品、製品、半製品、原料品（下請業者に委託してある原材料又は運送の途中にある商品等を含む）、その他、包装紙、荷造材料、燃料用又は動力用の石炭、ガソリン等の補助材料、出版業及び印刷業用の活字等の如き動産の種類毎に、品目、数量及び価額並に当該事業に関して有する債権、債務の金額その他関係事項を記載したる申告書を昭和二十一年四月二日迄に所轄稅務署に提出せねばならぬ。但し事業の用に供する機械器具、什器、他人よりの受託品、建築の中途にある建物、本邦外にある商品、原材料等は申告を要しない。

右申告書に記載すべき動産の価値は、調査時期に於ける時価（物価統制令により統制額の定めるものは、その価額、定めのないものは、實際の取引価額）に依る。その時価不明なときは、取得価額又は製作価額に依ることになっている。又、売掛金等の債権、買掛金等の債務にして同一人に対する金額が五千円を超えるものについては債権者又は債務者の住所氏名並にその金額を申告書に記載するを要する。

(丙) 法人の財産目録等の提出

(一) 提出義務者

- (1) 法人税法により法人税を課せらるる法人（宗教法人、及び法人たる労働組合を除く。）
- (2) 特別法人税法により特別法人税を課せらるる法人
- (3) 民法第三十四条の規定により設立した公益法人

は次に述べる書類を所定の期日迄に所轄稅務署に提出せねばならない。

(二) 要提出書類及期限

前記の各法人は調査時期に於ける財産目録及び貸借対照表並に調査時期を含む事業年度開始の日より、調査時期に至る迄の期間の打切決算をなし、その損益計算書を昭和二十一年五月二日迄に所轄稅務署に提出することを要する。尤も公益法人及び解散した法人で調査時期に於て、未だ清算結了しないものは、損益計算書の提出を要しない。

日本内地に支店等を有する外国法人は、本邦に於ける資産又は營業に関する財産目録、貸借対照表及び損益計算書を提出するを要する。

(三) 財産目録等の作成上の注意事項

打切り決算による財産目録、貸借対照表、損益計算書は、通常の事業年度の期間が変更された場合と同様に看做して、従來の慣例により作成すること。従つて、

(1) 財産目録及び貸借対照表には調査時期を含む事業年度より引続き有する資産については、当該事業年度の直前事業年度末の記帳価額を記載すること。

(2) 調査時期を含む事業年度開始の日より調査時期迄の期間に於て取得した資産については、取得価額、又は製作価額を記載すること。但し固定資産については、当該期間の月割計算による減価償却額を控除した金額を記載することを得ること。この場合には、前期より繰越した償却不足額に相当する金額の控除は出来ない。そして月割計算上一月未滿の端数は一月とする。即ち三月三日は切上げて、これも一ヶ月とする。

(3) 財産目録及び貸借対照表に記載すべき資産の価額の総額が、調査時期に於ける時価により計算した資産の

総額を超過するときは、調査時期に於ける時価により計算した価額を記載することを得ること。但し個々の資産についての評価減は認められない。また在外財産勘定、又は戦時保険勘定の資産を除外して適用される（在外財産勘定、及び戦時保険勘定の資産については(五)参照）。

(四) 動産及び債権、債務に関する明細書の提出

前述の財産目録等を提出すべき法人は、調査時期に於て有する左記の動産及び仮払金、又は仮受金その他此等に準ずるものにつき左記の事項も記載した明細書を財産目録等と共に本年五月一日迄に所轄税務署に提出するを要する。

- (1) 車輛運搬具、工具、器具及備品については、種類毎に品目数量及び価額（財産目録に記載した価額）
- (2) 商品、製品、半製品、原料品、その他此等に準ずる動産（仕掛品、貯蔵品、未だ機械に取付けない機械の部分品、原材料品等は貯蔵品とする。）については、種類毎に品目、数量及び価額（財産目録に記載した価額）
- (3) 仮払金又は仮受金その他此等に準ずるものに就ては、金額並びに支払先又は受入先の住所及び氏名、但し同一人に対する金額五千円未満のものを除く。

右明細書には、三以上の営業所又は事業所を有する法人は、営業所又は事業所毎に区分して記載すること、但し本邦外に在る前掲(1)、(2)の動産及び本邦内に在る営業所等に於ける事由に由り生じた(3)の仮払金、仮受金等については申告を要しない。

(五) 在外財産等の場合

- (1) 在外財産（昭和二十年大蔵省令第九十五号第二条）に就いては、前期(三)の(1)、(2)による価額を記載し、こ

れを「在外財産」勘定として、他の資産と分別計理すること。

(2) 戦時災害に因り被害を受けたるに因り、支払を受くべき保険金額が調査時期に於いて、未だ確定しないときは、被害を受けた資産については、被害直前に於ける価額を記載し、これを「戦時保険」勘定として、他の資産と分別計理すること。

(3) 「在外財産」勘定として計理した資産に関する措置確立し、又は「戦時保険」勘定として計理した資産に関する保険金の支払が確定したときは、財産目録、貸借対照表、及び損益計算書を更訂し、措置又は支払確定後三十日以内にその明細書を添付して所轄税務署に提出すること。

(4) 軍需生産の設備に対する補償金請求の申請をしてゐる資産で補償金の確定しないものは「在外財産」と同様に仮決算して経理して置き、その確定後決算も更訂する等、右(3)に準ずること。

法人等の資料調書の提出

調査時期に於ける預貯金等の金銭的財産及び契約の所有者、又は契約者はそれぞれ一定の事項を所轄税務署に申告すべきこと前述の通りであるが、之に対応して当該預貯金等を受入れる法人、又は当該契約の相手方たる法人等はそれぞれ左記事項や記載したる調書を、所定の期間迄に所轄税務署に提出するを要する。税務署はこの調書を資料として所有者又は契約者より申告の当否を判断し、賦課の公正を期する訳である。

(一) 預貯金等を受入れる法人、即ち前掲の銀行乃至恩給金庫等は、

(1) 調査時期に於ける当座預貯金又は寄託金につき、各人別の金額並に住所氏名等を記載したる書類。提出期限、

本年五月二日迄。

(2) 調査時期に於ける預貯金又は寄附金の種類、口数及び当該金額の総額を記載したる書類、提出期限、本年九月三十日迄。

(二) 生命保険会社は生命保険契約につき、前払を受けたる保険料として、調査時期に限存するものは、各契約別に生命保険の種類、契約の日、保険金額、前払保険料、保険契約者の住所氏名、その他当該生命保険契約に関する事項を記載したる書類、提出期限、本年五月二日迄。

(三) 銀行、信託会社その他信託等を営む法人は、金銭信託契約につき、各契約別に信託の種類、契約及び信託期間満了の日、調査時期に於ける金銭信託の金額、委託者（委託者と受益者とが異なるときは、委託者及び受益者）の住所氏名その他当該信託契約に関する事項を記載したる書類、提出期限、本年五月二日迄。

(四) 社債を発行したる法人は、調査時期に於ける社債の種類、記名式又は無記名式毎に数及び金額を記載したる書類、提出期限、本年九月三十日迄。

(五) 株式会社、株式会社合資会社、又は出資証券を発行する法人は、調査時期に於ける株式又は出資の種類、記名式又は無記名式毎に数及金額を記載したる書類、提出期限、本年九月二十九日迄。

(六) 投資信託受益証券を発行したる法人は、調査時期に於ける投資信託の受益権の種類、数及び金額を記載したる書類、提出期限、本年九月三十日迄。

(七) 生命保険会社、信託会社、銀行その他信託業を営む法人又は無盡会社は、調査時期に於ける生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託契約、又は無尽契約の種類、口数及び当該金額の総額を記載したる書類、提出期限、本年

九月三十日迄。

税務官吏の質問、検査権限

税務署長又はその代理官は、調査上必要あるときは、財産目録等を提出すべき義務ある法人、又は事業用動産等を申告すべき義務ある個人に質問をなし、又は当該事業に関する帳簿、書類財産その他の物件を検査することを得る。

取扱機関及職員の地位

郵便官署、銀行その他の金融機関等は、財産及び契約等に関する申告並に確認等に関する事務の取扱機関である。従って該法人の当該事務に従事する職員は、法令により公務に従事する職員と看做される。

罰 則

臨時財産調査に関する罰則は大体次の通りである。

(一) 証紙の偽造行使犯

(1) 財産及び契約の申告ありたることを証するため貼附せらるゝ証紙（令第八条第二項）を行使の目的を以て偽造したる者

(2) 偽造の証紙を使用した者、行使の目的を以て偽造の証紙を人に交付し、輸入又は移入した者、又は令第八条第二項の規定の証紙を不正に使用した者

には、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金又は(2)の未遂罪も罰せらる。

(二) 公務員の義務違反

(1) 令第八条に規定する措置

財産又は契約等の申告を取扱い、その所有を証する書面を確認する等の事務に従事する者が、その為すべき必要の措置等の規定に基き発する命令に違反して、当該措置を為したるとき。

(2) 令第十条の規定

旧券を所持する者が、三月七日迄に当該旧券を金融機関に対する預貯金又は金銭信託と為すこと、の違反ありたる場合に於いて、その行為をなしたる者には三年以上の懲役又は五万円以下の罰金。

(三) 秘密漏洩犯

当該官吏その他臨時財産調査令に規定する事項に関する事務の取扱を為す官署、若は法人の当該事務に従事する職員又は此等の職に在りたる者が、その事務に関し知得たる秘密を漏洩し又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千元以下の罰金。

(四) 調査拒否犯

税務署長又はその代理官が調査の必要上法人又は個人の帳簿書類、財産等の物件の検査を為す場合に、その検査を拒み妨げ若は忌避し、又は虚偽の記載を為たる帳簿書類を呈示したる者には五千元以下の罰金、また、税務署長又はその代理官の質問に対し、答弁を為さず、又は虚偽の陳述を為したる者には二千元以下の罰金。

(五) 不正申告犯

令第五条の規定―法人の財産目録等の提出―に違反し、当該書類を提出せず、若は虚偽の記載を為したる書類を提出したるとき、又は令第六条の規定―個人の事業用動産等申告―に違反し、申告を為さず、若は虚偽の申告を為したるときは、当該法人の取締役、理事、清算人若は此等に準ずる者、又は当該個人には一万円以下の罰金。

〔以上〕

出典・『税』第一巻第一号 昭和二年六月一日帝国地方行政学会発行、四〇頁から五〇頁、(筆者・不明)所収

臨時財産調査令に依る法人財産目録等提出方に就いて

東京財務局発表

今般施行を見ました臨時財産調査令（以下令と略称）に依つて法人は一般的な預貯金公社債株式等の申告を爲すの外昭和二十一年三月三日午零時現在の財産目録、貸借対照表等を調製し所轄稅務署に提出する事になりました。其の詳細は臨時財産調査令施行規則（以下規則と略称）に規定されている処であります但左に其の要領を記して参考に供します。

一 本書類の提出を要する法人

- (一) 法人税法に依り法人税を課せられる法人（但し宗教法人及法人たる労働組合を除く）（規則第三十五条）
法人税法に依り法人税を課せられる法人とは法人税法第十一条に該当する法人以外の法人の意味で法人税を課せられる一般の会社が之に該当することは勿論現に他の特別法等に依り法人税を課税されて居らぬ法人例へば住宅営団、国民更生金庫等は法人税法上では法人税を課せられる法人に屬するのでありますから本書類の提出を要する法人に該当するのであります。
- (二) 特別の法人（規則第三十五条）

特別の法人とは特別法人税法第二条に列挙せられている法人で即ち市町村農業会、道府県農業会、全国農業経済会、産業組合、貸家組合、貸室組合、市街地信用組合、統制組合又は此等の連合会等であります。

(三) 民法第三十四条に依り設立した法人（規則第三十八条）

所謂公益法人でありまして祭礼、宗教、慈善学術、技芸、その他公益に関する社団法人及財団法人であります。

二 提出を要する書類

(一) 財産目録（規則第三十五条）

(二) 貸借対照表（規則第三十五条）

此等の書類は何れも昭和二十一年三月三日午前零時（実際は三月二日の締切）現在により調製しなければなりません（規則第三十五条）。而して株主総会等の決議は要しません。

以下調製上の注意を述べますと財産目録等に記載する資産の価格は従前より所有している資産に付ては原則として直前事業年度末の記帳価格に依り直前事業年度終了後取得した資産に付ては取得価額又は製作価額を記載することになっております。尤も固定資産に付ては三月三日を含む事業年度の始より三月二日迄の期間（月数計算は端数切上）の減価償却額を差引た価額を記載しても宜しい事になっております。而して此の場合既往の減価償却是認不足額は通算致しません。以上に依って計算した資産価額の総額が三月二日現在の時価に依って計算した資産価額の総額を超過するときは時価に依って計算した価額に評価換をする事が出来ます。而して此の場合総資産価額の計算に付

ては左記事項に御注意下さい。

(イ) 資産の時価額の計算に付ては従来は時価相当額から更に五分乃至一割額の減額は認めましたが、本計算に於ては減額しない計算に依ること。

(ロ) 株式等の有価証券にしても時価不明のものは直前事業年度末の記帳価額により計算すること。

(ハ) 「在外財産」勘定、「戦争保険」勘定及「軍需補償」勘定は、之を除外して総資産価額を計算すること。

在外財産とは、昭和二十年大蔵省令第九十五号第二条に掲げるものであって、之に該当する財産に付ては時価の如何に拘らず直前事業年度末の価額に依つて記載し、かつ「在外財産」勘定として外の資産と分別計理する事に定められています。又戦時災害に遭つて損害を受けたために支払を受ける事になっている保険金額が三月三日現在に於いて確定しなかつた場合にも被害直前の価額に依つて記載し、かつ「戦時保険」勘定として外の資産と分別計理することになっています。この場合数個の資産に付各別に保険契約がしてあるときに保険金額の確定したものと未確定のものとは未確定のものについてののみ右の整理をすべきであります。又保険価額の確定したもので戦時災害国税減免法の適用を受けるものはその規定に従つて保険差益を未決算勘定等にして置いて差支へないのであります。尚軍需企業の損失に対する補償金が三月三日現在に於て確定しないときは在外資産と同様仮決算として整理して頂き度いのであります。併し乍ら斯く一応分別計理した資産に付ては後日在外財産に関する措置が確定し又は保険金額若は補償金額が確定した場合には其の確定額に基き曩に提出した財産目録、貸借対照表及損金計算書を更訂し措置又は支払の確定した事を知つてから三十日以内に其の明細書を添付し所轄税務署に提出する事になっています(規則第三十七条)。

(三) 損益計算書（規則第三十五條）

此に所謂損益計算とは三月三日午前零時を含む事業年度の始より三月二日迄を打切つてその間の損益を計算するのであります。例へば一月一日より六月三十日迄の事業年度であれば其の一月一日より三月二日迄の損益を計算することになります。従つてこの期間は正規の事業年度ではありませんので其の利益金等について株主總會等商法より手続を必要としないものと思はれます。併し法人が株主總會等の承認を受けて前の事業年度の始から三月二日迄を一事業年度とする場合は其の事業年度の期間が一ヶ年以上にならぬ限り此際差支ない事になっていますので此の場合は商法上の正規の手続を要する事と思はれます。而して此の場合の損益の觀念は特異なものでなく通常事業年度の計算方法と同一であるべきであります。即ち総て損益の確定の日を基準として計算すべきであります。併し従前から現金収入又は支出を以て計算する慣例のものは其の方法によるも差支ありません。

尚左に該当する法人は損益計算書を提出する必要がありません。

(イ) 解散して三月三日午前零時現在に於て清算中の法人（規則第三十五條）

(ロ) 民法第三十四條に依り設立した法人（規則第三十八條）

(四) 明細書（規則第三十九條）

近き将来に於て各科目の内訳書を提出して載くことになると思います。が此際提出して載く明細書は次の如き動産及び債権債務についてであります。之は勿論三月二日現在で所有又は存在して居たものに限るのであります。

(イ) 車輛運搬具、工具、器具及び備品

(ロ) 商品、製品、半製品、原料品、其の他此等に準ずる動産

之等の動産に付ては種類毎に、品目、数量及び価額を記載する事になっています。

この場合の価額は財産目録に記載された額に依るのでありますが、減価償却済等で記帳価額のないものについては種類、品目、数量のみを記載して下さい。商品、製品、半製品、原料品に準ずるものとは仕掛品、貯蔵品等を謂い、機械部品等で未だ機械に取付てないもの又は建物、設備等の建設中の原材料品等は貯蔵品として記載して下さい。

尚(イ)の工具、器具及備品には工場内等にて使用しているもののみを掲げ其の他は貯蔵品の中に掲げて下さい。

(イ) 仮払金又は仮受金其の他之に準ずる債権債務

之等の債権債務に付ては金額並に支払先又は受入先の住所氏名を記載する事になっています。併し同一人に対する金額が五千円未満の場合には省略して宜しい事になっていますが、此の場合には省略した口数及金額の合計額を記載して下さい。銀行等に於て預金者等よりの寄託金を仮受金として整理してある場合は之を仮受金として取扱はず寄託金として別途に申告(規則第十二条)することになります。

以上の明細書は各営業所、事業所又は工場毎に区分して記載する事になっていますが、(イ)及び(ロ)の動産で本邦外にあるもの、又は保険勘定等で分別計理してあるもの、(イ)の債権債務で本邦外の営業所又は事業所等に於ける年度に因つて生じたものに付ては此際記載する必要はありません。

尚本邦に本店又は主たる事務所を有しない本人は本邦に於ける資産又は営業に関する以上の書類を提出する事になつています(規則第三十五条)。

(五) 以上提出すべき書類の(一)乃至(四)の書類は打切計算に関して提出を要するものではありませんが、その外預貯金等の申

告に関連して左記の調書を提出しなければなりません。

(A) 当座預金等の調書

(イ) 当座預金、当座預金及寄託金（恩給金庫に対するもの）に関する調書

当座預金、当座預金及び寄託金に付ては其の預金者は其の預金口座等を申告してあるのでありますが、其の三月三日現在の現在高を此調書より明瞭にする為、此等の預貯金を取扱ふ法人は各人別に金額、住所、氏名等を記載した調書を提出しなければなりません。

(ロ) 生命保険契約に関する調書

生命保険契約に対する契約者からの申告は、規定保険料に支払回数に乗じて計算した払込額を記載してありますので保険料の前払を為した場合はその申告額に算入されませんから別に生命保険会社から各人別に生命保険の種類、契約の日保険金額三月三日に於ける前払保険料、保険契約者の住所及氏名其の他の其の生命保険契約に関する事項を記載した調書を提出しなければなりません。

(ハ) 金銭信託契約に関する調書

金銭信託に付ては委託者より夫々規則第二十七条第一項第二号により申告がありますが、証書面の金額と三月三日現在の金額と異なる場合が多いので銀行、信託会社其の他信託業を営む法人は規則第二十七条第一項第二号の申告すべき金銭信託契約に付各契約別に信託の種類、契約及信託期間満了の日、三月三日に於ける金銭信託の金額委託者（委託者と受益者と異なるときは委託者及受益者）の住所及氏名其の他の其の信託契約に関する事項を記載した調書を提出しなければなりません。

(二) 勤務先預け金に関する調査

法人（金融機関を除く）が勤務者から預け金を受入れている場合は預け主は此際申告して居りませんから、これを三月三日現在により各人別に金額、住所氏名を記載した調査の預り主たる法人が提出しなければなりません。この勤務先預け金には国民貯蓄組合の斡旋に依るもの及其他のもの全部を含みますが、一件毎の金額が五十円以下場合には此際記載を省略して宜しい事になっています。又この勤務先預け金の中で左記のものは一般預貯金又は公債等と共に将来予定されている個人財産税等の課税上憂慮を受け得る事になると思われますから国民貯蓄組合の斡旋に依るものであつて次に該当するものは此際提出すべき書類に夫々所定の表示をして置いて下さい。

(1) 二年以上の期間払戻をしない約束をしたもので昭和二十二年三月三日以後にその期間が満了するものは一年以上措置と記載すること。

(2) その他のもので昭和二十一年三月三日より昭和二十二年三月二日迄は支払の請求をしないことを昭和二十一年四月二日迄に申込をしたものに付ては一年措置と記載すること。

(ホ) 政府特殊借入金、戦時金融庫特殊借入金及債務者特殊借入金に関する調査

政府特殊借入金、戦時金融庫特殊借入金に付ては権利者からこの際申告をしませんから、日本銀行戦時金融庫又は債務者特殊借入金の債務者である法人（国民更生金庫、産業設備営団等）から三月三日現在に於ける此等特殊借入金に付各人別に金額、住所及び氏名を記載した調査を提出しなければなりません。

この特殊借入金についても個人財産税等の課税上の優遇措置が講ぜられるものと思はれますから三月三日現

在の右特殊借入金の権利者から昭和二十二年三月二日迄は支払の請求等をしない旨の申出が昭和二十一年四月二日迄にあったときは、そのものにつき一年措置と本調書に記載して下さい。

以上の調書は閣営業所又は事業所から提出することになっていきます。

(B) 要申告財産総額調書（規則第四一条）

(イ) 預貯金及寄託金に関する総額調書

預貯金の受入をする法人（規則第三条第一項等第二号乃至第五号に規定する法人）又は信託会社規則第四条により除外されている以外の要申告の預貯金及び寄託金の種類、口数及其の金額の総額を記載した調書を提出しなければなりません。

(ロ) 社債に関する総額調書

社債を発行する法人は規則第十四条により除外せられているもの以外の要申告の社債の種類、記名式又は無記名式毎に数及金額を記載した調書を提出しなければなりません。

(ハ) 株式又は出資証券に関する総額調書

株式会社、株式合資会社又は出資証券を発行する法人は規則第十四条により除外せられているもの以外の要申告の株式又は出資の種類、記名式又は無記名式毎に数及び金額を記載した調書を提出しなければなりません。茲で出資証券を発行する法人とは原則として日本銀行、日本証券取引所及各種組合等の出資証券を発行すべき法人を指すのでありまして合名会社、合資会社等定款に出資証券発行の規定がなく現実に出資証券を発行していない法人は本調書の提出は要しません。

(二) 投資信託受益証券に関する総額調査

投資信託受益証券を発行する法人は規則第十四条に定められたもの以外の要申告の投資信託の受益権の種類及金額を記載した調査を提出しなければなりません。

(四) 生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託契約又は無盡契約に関する総額調査

生命保険会社、信託会社、銀行其他信託業を営む法人又は無盡会社は規則第二十八条に定められたるもの以外の契約者が申告を要すべき生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託契約又は無盡契約の種類、口数及其の金額の総額を記載した書類を提出せねばなりません。

以上の総額調査は営業所、事業所毎に区分して提出する事になっています。

三 提出期限及提出先

以上の書類の中(五)の(B)を除いては昭和二十一年五月二日迄に(五)の(B)については昭和二十一年九月三十日迄に原則として夫々本店又は主たる事務所の所轄税務署に提出せねばなりません。但し(五)の(A)については各営業所又は事務所の所轄税務署に提出して下さい。

尚不明の点は税務署につき御尋ね下さい。

財産税はどう改定されるか

財団法人日本税務協会
理事 長 松山 宗治

は し が き

政府に於ては旧蠟、財産税法案、法人戦時利得税法案並個人財産増加税法案を決定して、之をマッカーサー司令部に提出すると共に要綱を一般に発表したのであるが、爾来、政府及関係団体並新聞雑誌等言論機関に於て其の趣旨と内容を説明又は研究して国民の了解に資して来たのである。又本誌に於ても拙稿を以て之が解説を加へたのである。従て、一般国民に於ても、既に、其の趣旨と内容を充分研究し了解していることと思はれるのである。然る所、其後政府とマ司令部との間に財産税等三新税法案に就て更に検討した結果、此程、大体の成案を得るに至つたものの様である。而して、其の結果六月二十日よりの特別議會に提案せられる法案は曩に政府が発表した法案に較べて、相当重要にして広範なる改訂が加へられたものなる模様であるから、其の改訂になる要点のみを拾い上げて、更に、解説することにして一般の研究に資することにする。

固より本稿に於て解説する改訂要点は未だ政府が発表したものではない。従て、主として新聞紙等に現れたものによつて研究した結果、こう云う風に改訂せられるであらう、又其の理由はこう云う所にあるであらうと察せられる所を記述するに止まるから、愈々政府から発表せられた場合其の改訂箇所とは相違することがあるやも知れぬことをお断りして置く次第である。

第一 目的が變つて来た

まづ第一に財産税創設の目的が變つて来た。即ち最初は(一)財政經濟の再建(二)インフレ防止(三)戦争に因る犠牲の均衡乃至富の再分配と云う三つの目的を有つていたが、其後になって財産税はインフレ防止には大して役立たないと云うことが云はれ出した、即ち、現在国債が千四百億圓あり各種預金も千五百億圓もある、又新通貨も現在は四百億圓であるが財産税が実施される頃には六百億圓以上になるであらう。この中から九百億圓や一千億圓の財産税を徴収した所で、購買力吸収と云う点から見れば決定的な効力を發揮することは出来ない、寧ろ、財産税創設の目的は財政經濟の再建と戦争に因る犠牲の均衡乃至富の再分配に重点を置くことにして、インフレ防止は他の通貨面や物資物価の面から強力に処理すべきであると云うのである。

従て、法人戦時利得税と法人財産税を取止めて、軍需補償を打切ることになれば、財産税収入が減少してインフレ防止策としての効率は減殺せられるけれども、軍需補償の打切りによつて、より多くの、歳出を節約することが出来るならば、財政經濟の再建、戦争に因る犠牲の均衡と云ふ目的からは一層効率が多いと云ふ意見が有力になつて来たのである。

又免税点の引上其他の方法によつて少額財産の負担を出来るだけ緩和し、高額財産には一層高率の課税をして、富の再分配少くとも富の平均化を図るべきであると云う傾向が強化されて来たのである。

第二 使途が變つて来た

財産税創設の目的が變つて来たのに伴うて、財産税収入の用途も變つて来た。即ち、当初の財政計画では、財産税収入は凡て既発行公債の銷却に充当して、歳出面から公債の元利払と云う重圧を除かうと云ふのであつた。当時既に、差当り一箇年三十五億の歳出を節約するだけの目的であるならば、強いて財産税の様な面倒なものを造らなくとも、国債の元利払を封鎖するとか、利子の引下げをやるとか、軍需補償の打切りをやつた方が簡單であり効果的であると云う意見があつたし、又、敗戦後の国内経済は極度に疲弊しているから、今後赤字公債を發行しても消化出来まい。従つて、財産税収入は今後の赤字公債に換へて、一般歳入に繰入れて使用することにした方が良いと云う反対論もあつたのである。

所が、最近になつて、昭和二十一年度予算は何としても二百数十億円の赤字公債發行が不可避になつて来たに不拘、国内経済状態は新規公債の消化不可能であることが明瞭になつて来たから、遂に財産税収入の一部を昭和二十一年度の赤字公債發行に振替へて使用することに決定した模様である。

尚、財産税収入の用途が變つて来たことに関連して、戦災者、海外引揚者、遺家族及び失業者の救済等の社会政策費、其他戦災復興費等にも、財産税収入を使用すべしと云う意見を強くなつて来たことも注目すべきである。

第二 内容はどうか

一 法人戦時利得税と法人財産税の創設の取止

(一) その理由は個人財産税を創設して其の所有株式に対して課税する一方、当該法人にも法人財産税を課するのは財産税の二重課税であるから、個人に課税する以上法人に課税しない方が良いと云ふ議論がある。然し、之に対して

は個人と法人とは別個の經濟主体であり各々別個の担税力を有するから、二重課税差支なしとする議論もあつて、何れも誤つた議論であるとは云へないのである。従つて、今度の財産税改訂に當つて法人課税を取止めることになつたのは此の理由に依るものではなく、主として次の理由に基くもの様である。即ち

(一) 当初案によると、法人戦時利得税五〇億法人財産税二五〇億の税収入を挙げることになつてゐるが、一方に於て、軍需会社に対する補償を五〇〇億（外地財産に対する補償をも加へると一〇〇〇億）以上も支払ふことは、所謂取るものを取つて与へるものを与へると云うことは、差引マイナスであつて無意味である。寧ろ、軍需補償を打ち切つて法人戦時利得税と法人財産税を取止めた方が、勞少くして効果大なりと云ふのである。尚又斯くすることは、戦時中戦争に協力した軍需会社に対しては多くの場合不利となり、平和産業特に敗戦後の産業復興に寄与せしむべき法人に対しては有利となるであらうと云う意識も含まれてゐるもの様である。

其処で、法人戦時利得税と法人財産税を取止めるとした場合、次の様なことが問題になるのであつて、研究を要する所である。

(イ) 法人財産税を取止めるとすると、資本的觀念のある法人、即ち、法人税法によつて法人税の課税を受ける法人及び特別法人税法によつて特別法人税の課税を受ける法人に就ては、個人財産税の方で個人の所有する株式又は出資に対して課税するから、課税洩れとならないが、資本的觀念のない法人、即ち、民法第三十四条により設立せられた社團法人財団法人並法人格を有していない社團又は財団等に対しては、財産税が全然課税洩れとなるのである。従つて、之を全然頬被りするか、或は資本的觀念のない法人及び法人格を有していない社團又は財団等に対してのみ法人財産税を課税するか、と云うことが問題になるのである。財産税の性質から考へれば、民法第三十四

条によつて設立せられた社團法人財団法人と雖も、真に公益の用に供する財産は非課税とし、其他の財産に対しては法人財産税を課すべきであり、又法人格を有していない社團又は財団等に就いては、持分のあるものに対しては個人財産税を課することにし、持分のないものに対しては法人財産税を課すべきであると思考する。

(ロ)個人財産税の課税に際して株式の課税価格を市場相場取引価格等所謂時価に依るものとする、この時価に当該会社の総株式数を乗じた時価総額と当該会社の含み資産をも洗ひ出した所謂清算価格とを比較して、後者の方が多額である場合は其の差額に対する財産税が課税洩れになるのである。従つて、之を頗被むりするか、後者の場合にのみ其の差額に対して法人財産税を課するか、又は個人に対する課税に際し株式の評価を、時価に依らずして、当該会社資産の清算価格に依ることになるかと言ふことが、問題になるのである。

二 個人財産税はどう變るか

(一) 免税点 当初案で二万円であつたのが三万円になる。其の理由は税収入と睨み合わせ出来るだけ大衆課税を避けやうと云ふのであるが、これだけは大した改訂ではない。

(二) 税率の改訂 米國式足切計算を採用して十万円以下の財産には輕課し十万円以上の財産には重課する様、税率が按梅されている。

米國式足切計算と言ふのは、例へば、免税点が三万円、課税価格が三万三千元、税率が一〇%であるとする、税額が三千三百円となつて差引二万九千七百円の財産が残ることになる。そうすると課税価額三万円の人が非課税であるのと比較して不合理であるから、之を調整するため、三千三百円の税額から三千円を免税して三百円だけ徴収する。(日本式足切計算では此の場合三百円を免税して三千円を徴収する。即ち残りの財産が三万円になるのである)而して

この三千円の免税は三万円以上の財産価額のものには如何に高額財産であつても凡て適用されるのである。(日本式足切計算では、此の場合、課税価額が三万四千円になると三千四百円の税金を差引いても残りが三万円以上になるから、最早足切計算の適用がないのである)従つて米国式足切計算は日本式の基礎控除と同一の結果になるのである。即ち、米国式足切計算による免税点の場合は税額から控除するし、日本式基礎控除では課税価額から控除するだけの相違であつて、米国式足切計算による免税点三万円と云ふことは日本式基礎控除三万円と云ふのと同一の結果になるのである。

其処で、この改訂案による場合と当初案による場合とを比較して、税率並税額を掲げることにする。

課税財産価額 (単位千円)	改訂		当初		税額ノ比較増減
	区分	税率	税額	税率	
二二〇	〇	〇	〇	一〇%	二、〇〇〇円
三〇〇	〇	〇	〇	〃	三、〇〇〇
四〇〇	三万円超	一〇%	一、〇〇〇	一五	四、五〇〇
五〇〇	四万円超	一五	二、五〇〇	〃	三、五〇〇
六〇〇	五万円超	二〇	四、五〇〇	二〇	三、五〇〇
七〇〇	六万円超	二五	七、〇〇〇	〃	三、〇〇〇
八〇〇	七万円超	三〇	一〇、〇〇〇	二五	二、五〇〇
一〇〇〇	八万円超	三五	一七、〇〇〇	三〇	五〇〇

一〇〇、〇〇〇	“	“	八〇、五〇七、〇〇〇	“	六五、五五一、五〇〇	一四、九五四、五〇〇
七〇、〇〇〇	五千円超	八五	五五、〇〇七、〇〇〇	七〇	四四、五五一、五〇〇	一〇、四五四、五〇〇
五〇、〇〇〇	二千万円超	八〇	三八、〇〇七、〇〇〇	六五	三〇、五五一、五〇〇	七、四五四、五〇〇
二〇、〇〇〇	千万円超	七五	一四、〇〇七、〇〇〇	六〇	一一、〇五一、五〇〇	二、九五四、五〇〇
一〇、〇〇〇	五百万円超	七〇	六、五〇七、〇〇〇	五五	五、〇五一、五〇〇	一、四五四、五〇〇
五、〇〇〇	二百万円超	六五	三、〇〇七、〇〇〇	五〇	二、三〇二、五〇〇	七〇四、五〇〇
二、〇〇〇	百万円超	六〇	一、〇五七、〇〇〇	四五	八〇二、五〇〇	二五四、五〇〇
一、〇〇〇	七十万円超	五五	四五七、〇〇〇	四〇	三五一、五〇〇	一〇四、五〇〇
七〇〇	五十万円超	五〇	二九二、〇〇〇	四〇	二二三、五〇〇	五九、五〇〇
五〇〇	二十万円超	四五	一九一、〇〇〇	三五	一五一、五〇〇	三九、五〇〇
二〇〇	十万円超	四〇	五七、〇〇〇	“	四七、五〇〇	九、五〇〇

(三) 申告納税制度 申告納税制度といふのは米国で発達している制度であつて、税法によつて納税義務を有する者が税法に従つて各自の課税標準を申告し、同時に納税義務者自身で税額を計算して納税する。而して其の後に於て税務官庁が納税標準並納税額を調査検討して、税額に過不足がある際は還付又は追徴する制度である。我国では従来多くの税法で申告制度を採用しているが申告納税制度を採用していなかつたのである。初めて申告納税制度を採用したのは、昨年四月から五百万円以上の資本金を有する法人の法人税臨時利得税及営業税に就て採用したのが、最初であり唯一のものである。然し之も終戦後の決算延期等の関係から未だ活用されるに至っていない。

申告納税制度が従来の申告制度と異なる点は、

第一に、申告と同時に納税者自身で税額を計算して納税することである。

第二に、納税後に於て政府が課税標準を調査決定して税額を算出し、申告納税額に過不足あるときは還付又は追徴することである。

第三に、申告すること自体は従来の申告制度でも同様であるが、申告納税制度では、納税義務者の申告義務が絶対的のものであり、又其の申告は正直なものであることも絶対的な要件である。従つて、申告をしなかつたり、不正直な申告をした場合の罰則は一層嚴重であるし、且つ罰則の適用は必ず勵行せられることになるべきものである。

申告納税制度は右のやうなものであるから、米国のやうに国民が民主主義に徹し且紳士的に訓練された所では適當であるが、我國のやうに国民が未だ民主主義を修得せず、殊に、戦争以来多年の困苦欠乏がもたらした道義心の低下が著しい今日、財産税創設に際して、申告納税制度を採用することは大に疑問とする所である。少くとも個人財産増加税に就ては不可能であると信ずる。何となれば、昭和十五年四月一日と云へば六年以前である。その始期財産を申告すると言ふことは納税者自身にとつても甚だ困難であり、又其の証明の途がないものが甚だ多いからである。

尚、当初の案では概算徴収の制度が設けられていた。即ち、インフレ対策との關係に於て財産税が実施せられると成るべく早い時期に税金を徴収する必要があるので、納税義務者の申告があれば其の申告に基いて概算で税金を徴収し、後日良く調査して概算徴収額に過不足がある場合は還付又は追徴する制度である。若し申告納税制度が採用せられることになれば此の概算徴収制度は自然消滅することになるが、我國の現状では概算徴収制度が適當ではなからうか。

(四) 課税順位の設定 少い財産からの徴税をなるべく避けたいとの趣旨から、課税財産価格により三等級に分類して、五十万円以上（七十万円以上とも云はれる）をA級、十万円以上をB級、十万円以下をC級とする。そして、税法施行後一ヶ月以内にA級を徴税し予定の税収入に達しないときは、更に一ヶ月以内にB級を徴税する。それでも予定の税収入を得られないときは更に三ヶ月以内にC級をも徴税すると云ふのである。

誠に結構な案である。又此の狙ふ所はC級の納税義務者の摘発によつてA級B級の納税者の遁脱脱税を防止して、課税の充実適正を図る点にある様であるが、果してA級又はB級の両級のみで予定の税収入が得られるであらうかが疑問である。然しやつて見ることは差支へない。ただ、法人に対する課税を取止めて個人両税のみで六百億以上の税収入を必要とするならば、C級をも徴税する必要が生じて来るのではなからうかと思はれるのである。

三 個人財産増加税はどう変るか

先づ個人財産増加税を個人戦時増加税と名称を変更するやうであるが、依然として、其の实体は戦時利得に課税することを主眼とするに不拘、何を戦時利得と見るかと云ふ限界が不明瞭である為に、戦時利得と認め難いやうな財産増加、例へば、勤労と貯蓄の累積による財産増加にも課税するや否、貨幣価値下落（物価騰貴）に因る財産増加にも課税するや否、課税するとせば其の税率を如何にするや、の点に就て検討が続けられたものやうである。

其処で問題になつている重要な点は、財産増加額に設けられた一種二種の区分の廃止と之に伴うて基礎控除の引上とであるやうである。即ち

(一) 財産増加額に設けられた一種二種の区分の廃止 である。当初の案では始期（昭和十五年四月一日）より終期（昭和二十一年三月三日午前零時）に至る迄の期間（計算期間）に於ける財産増加額から各種特別控除と基礎控除（一

万円)を控除した残額を、課税財産増加額とし、この課税財産増加額を一種と二種とに区分したのである。第二種財産増加額と云ふのは、始期から終期に至る迄の期間における各種財産の物価騰貴率を参酌して大蔵大臣が定めた一定割合(大体十割と推定されていた)を始期財産価格に乗じた金額とし、之を超過する部分を第一種財産増加額としたのである。而して、第二種財産増加額は物価騰貴に因る財産増加額であるから、之に対しては五万円の免税点を設ける外一〇%乃至三〇%の低率の超過進税率を適用し、第一種財産増加額は実質的の財産増加額であるから、之に対しては六〇%乃至百%の高率の超過進税率を適用して、戦時利得没収の実を挙げんとするものであつたのである。この当初案は何を戦時利得と見做して課税すべきかと云ふことに就て苦心研究した結果出来上つたものであつて、一応筋の通つた案であると考へられる。

以上は本誌創刊号拙稿に於て解説した所であるが、この一種二種の区分は複雑であつて難解であるから、この区分を廃止することが出来れば簡單明瞭であつて最善である。然し依然として、戦時利得でない財産増加に対しても没収に近い課税をすると云ふ大きな欠点が残るのである。其処で考へられるのは

(二) 基礎控除の引上 である。始期に於ける財産価額と終期に於ける財産価額とを比較して、其の増加額を戦時利益と見做して、之に対し一率に高率(六〇%乃至百%)の課税をすることは、粒々辛苦、勤勞によつて貯蓄した財産増加に対しても、貨幣価値下落に因る財産増加に対しても、没収に近い課税をすることになつて、甚だ苛酷である。故に、之を救済する合理的で簡明な手段がないとすれば、勢ひ大雜把に基礎控除額を引上げるより他に途がないのである。基礎控除は当初案では一万円であつたのを、三万円に引上げる、と云ふ噂さがあるが、三万円では過少である。六年間に於ける勤勞と貯蓄の累積による財産増加のみを考慮しても三万円は過少である。況んや、貨幣価値下落によ

る財産増加を考慮に入れるときは、少くとも五万円乃至十万円の基礎控除が妥当であると考へられるのである。

(三) 基礎控除を三万円に引上げ、同時に、始期より終期に至る迄同一の不動産を引続き所有する場合に限り、之を始期及終期の財産価額から除外して非課税とする、ことが考慮せられてゐるやうである。その理由は、貨幣価値下落による財産増加はあるが、実質的には財産増加がないと言ふ点にあるのであるが、左記のやうな大きな不均衡があつて妥当ではない。

(四) 不動産のみに就て貨幣価値下落に因る財産増加を非課税とすることは、其他の財産との間に不公平を生ずる。例へば

預金の場合、始期に於て十万円終期に於ても十万円据置きである場合は、終期の十万円は五分の一乃至十分の一に下落しているから、この財産減少額は他の財産増加額から控除すべきであるが、其の取扱が認められていない。又、始期に於て十万円の終期に於て二十万円の預金である場合も、貨幣価値下落から見、尚、財産は減少しているから、この減少額は他の財産増加額から控除すべきものであるのに、逆に、預金増加額十万円に対して高率の課税をすることになつてゐる。

このことは国債に就ても社債に就ても亦株式に就ても同様である。又器具機械設備船舶のやうな財産に就ても同様である。ひとり土地家屋等に就てのみ特別の取扱ひをする理由はないのである。

(四) 同じく不動産であつても始期から終期に至る迄同一のものを持ち続けた場合のみを非課税とすることは、其他の場合と比較して、これ亦不公平を生ずる。例へば

始期に五万円の家屋を所有していたが戦災で焼けて終期には十万円の特殊預金を所有している場合、始期に五万円

の甲家屋を所有していたが一ヶ月後に五万円乙家屋と買ひ換へて、この乙家屋が終期に十万円と評価された場合、何れも差額五万円は高率の課税を受けるのである。同一の家屋を始期から終期まで持ち続けた場合にのみ非課税とする理由はないと考へられる。

又、始期日後期日前に新に土地家屋を所有した場合、例へば、昭和十六年一月一日に五万円の土地又は家屋を新に所有して終期に十万円と評価された場合、其の取得した日から終期に至る迄、五年間に於ける貨幣価値下落による財産増加に高率の課税をすることになる。始期から持ち続けた場合を非課税とするのと比較して不公平である。

之を要するに始期から終期に至る迄同一の不動産を引続き所有している場合と雖も、之を処分すれば財産増加額が実体化すると云ふ点並賃貸料が昂騰していると云ふ点に担税力を認めて、他の財産と同様、戦時増加税を課税すべきである。若し然らずとせば、他の凡ての財産に就ても貨幣価値下落に因る財産増加額を評定して其の部分を非課税とし、併せて、貨幣価値下落に因る財産減少額を評定して他の財産増加額から控除すべきである。

従て、当初案の如く一種財産増加額二種財産増加額の区分を存置することが出来ないとすれば、思ひ切つて基礎控除を五万円乃至十万円に引上げて、凡ての財産に対して、例外なく、貨幣価値下落に因る財産増加額に対しても課税すると云ふ建前を採るを可とすると信ずるのである。

四 其他の改訂

個人財産税及個人財産増加税を通じて

(一) 戦災者の特別控除 一世帯に付て一萬円の控除をすることになつていたが、之を戦災者一人に付て五千円の控除をすることに考慮せられた様である。

(二) 家族に対する特別控除 戸主(世帯主)及び家族一人に付て二千円の控除をすることになつていたが、これを五千円程度に引上げることが考慮せられている。但し、この家族控除は個人財産税のみに認められるのであつて個人財産増加税では認められないことには變りがない。

(三) 海外引揚者に対する特別控除 が新に設けられるやうである。海外からの引揚者の犠牲は戦災者以上であるから、適當なる控除額を設けることは異議のない所であらう。

(四) 預貯金の優遇 に付ても改訂がある模様である。

むすび

財産税の円滑適正なる実施を念願する微意から、本解説では多少の批評を附加した。政府並國民の了解と研究とを希ふ次第である。

尚、軍需補償の打切りと云ふことが法人財産税並法人戦時利得税を取止める条件になつてゐるやうであるが、本解説を草し終つた六月上旬には、全面的戦時補償打切り説が新聞等に見えるのである。軍需補償がどの程度に打切られるか、若し全面的の戦時補償打切りが実現することになると、其の影響する所は広汎且つ重大であつて、或は、特殊預金は勿論預貯金、国債、株式等に付ても大変革が加へられることが不可避となるであらう。そう云ふことになると、又財産税にも更に大改訂が加へられて、不動産と一少部分の動産とを除いては課税が出来ないことになるかも知れない。而も不動産等に課税しても物納以外には納税する方法がなくなるかも知れないと思はれる。特別議会の開会も旬日の中に迫つてゐる。何れは議会で決まることではあるが、要は速かに決定して、國民の覚悟を促がすと共に不安を

一掃することにあると信ずるのである。(昭和二一・六・一〇)

出典・「税」第一卷第二号 帝国地方行政学会、昭和二年刊二頁から一七頁所収

金融緊急措置令実施後の経過と改正

大蔵省銀行局銀行課長 河野 通一

一 金融緊急措置令実施後の推移と経過

昭和二十一年二月十七日を期して公布施行せられた金融緊急措置令及日本銀行券預入令は終戦後に於ける一般経済社会情勢の推移に鑑み遂に悪性インフレーションの様相を露呈して来た経済界、金融界の憂慮すべき事態に対処して政府に依つて採られた最も組織的な総合的インフレ攻勢の一つであつて、金融面より過剰購買力の主要源泉たる既存預金の封鎖と過剰流通現金の強力な回収を目的として行はれたのである。これら金融上の緊急措置はこれと同時に実施せられた食糧緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令、臨時財産調査令並に其等関連法令や各種の物価対策と相共に一連の総合的關係に立つ日本経済の再建への記念すべきスタートであつた。

金融緊急措置令実施以来其の功罪については各方面から種々論議せられて居るが、敗戦後の虚脱状態より経済再建の意欲への切替に重要な契機を与えた点は其後に於いて各般の経済活動、生産活動が漸進的にはあるが復興しつつあることの内に充分に其の意義を認めなければならぬ。然し乍ら現在の経済關係の複雑性と敗戦に依る悪条件との為に悪性インフレーションの防遏を極めて困難な課題たらしめて居ることは云ふまでもない。そして外部的な与件の變化に対応して臨機応変に機動的に適切な措置を講じて行くことは行政運営上種々困難な問題を伴ふとは云へ、金融の性質上迅速果敢に断行しなければならぬ事柄である。金融緊急措置令はその施行以来屢々法令告示の改正が行は

れ、各種の取扱通牒が発せられ、世上には朝令暮改の評を聞かされているのであるが、現下の事態は我國民經濟が未曾有の難問に逢着して居る場合であるから、斯る世評をも敢へて辞せず、絶えず情勢の推移を直視し、これに即応した措置を機敏に講ずることが必要であり、これが為所要の改正を加へるに吝かであつてはならないと考へる次第である。然らば金融緊急措置令の実施以来の改正は如何なる經濟的金融的背景の下に、如何に進められたかを概観することとする。

一 日本銀行券預入令及金融緊急措置令実施の影響

日本銀行券預入令の施行に依つて二月十八日現在に於いて六一八億二四百万円の巨額に上つた日銀券発行残高は爾後一日平均二〇億二千万円（註一）を減少して三月十二日には遂に一五二億四百万円に収縮した。勿論此の期間は新券と旧券の二本建であるから旧券の収縮状況は右の数字より尚大きい訳であるが、三月十二日以後は漸増に転じ、三月三十日迄に八一億一百万円を増加して発行残高は二三〇億二千二百万円となつた。而して同日に於ける旧券未回収残高は四五億一三七三万五千余円であつて、此の未回収残高中には海外に流出せるもの、焼失せるもの等の金額を含むが、一応日本銀行券預入令第五条の規定に依つて三月三十一日現在の発行高より除去し、日本銀行仮受金勘定中の特別科目を以て整理された。尚旧券の未回収残高については引揚者に対する新旧券の引換や昭和二十一年大藏省告示第九十九号に依つて金融機関に預入を許可されるものがあるから右の未回収高は其の後なほ減少しつつある訳である。

扱三月十二日に於いて最低額を示した日銀券発行高は金融緊急措置の厳格な規制にも拘らず爾後略く算術級数的に

増加し続けた。即ち四月末二八二億円、五月末三六三億円、六月末四二七億円を算して居る。尤もその増勢は漸次鈍化の傾向を示し、一日平均増加額は三月四億円、四月三億円、五月二億五千万円、六月二億円と漸次減少しつつあるのである。然し乍ら第一表に示す如く三月十二日の発行高を一〇〇とした場合に七月一日現在の発行高指数は三四〇であつて、金融緊急措置令施行前の最高指数たる四〇七に接近して来て居ることは注意せねばならない。

註一 減少額の最高は三月九日の九〇億五九百万円余である。

第一表 日銀券発行推移表

(単位百万円)

発行残高	二月八日	三月三日	三月廿一日	三月廿一日	三月廿一日	三月廿一日	三月廿一日
	六、八〇四	一、五二〇	二、三三三	二、四四四	二、六五九	三、三六一	四、二〇〇
増加額	(一) 零、六〇〇	八二二	九〇五	七九三	六五九	六五九	三、二〇〇
一日平均増	(一) 二、一〇七	四、三三三	三、〇〇四	二、五六一	二、三六一	二、三六一	二、三六一
発行残高指数	四七	一〇〇	一三五	一三五	一三七	一三七	一三〇

二 金融緊急措置令の改正要点

以上の如く新券の流出高は傾向としては遞減しつつあるとは云へ、一般の状況は金融措置に依つて許された限度一杯に資金が放出され、且つ放出された資金は金融機関に還流することなくそのまま流通界に滞留乃至退蔵されてい

る。斯くて戦時中に蓄積せられた封鎖預金から依然として追加購買力として一般に流出しそのまゝ民間に止まり、前述の如き日銀券発行高の累増を招来したのである。他方食糧事情の窮迫を枢軸とし我國經濟は愈々困難の度を加へるに至つた。斯る物資の情況、物価の狀況、財政の見透し等から見るときは金融緊急措置令の目的とする所謂新券一本經濟の確定は容易に達し難いものと云はねばならない。右のやうな情勢に対応して金融緊急措置令に対して加へられた改正の重要なものを挙げると次の如くである。

一、四月一日の改正

個人生活費の引下

戦災者に対する生必需品購入費の停止

指定事業者制の創設（三月二十一日を境とする新旧封鎖預金制）

二、六月二十一日の改正

事業資金融資原則の確定（六月二十一日を境とする新旧封鎖預金制）

三、五百円生活の枠の拡大の爲の改正

電話電気瓦斯料金、教育費、非常備資金の増額、戦災者等の住宅購入費及生必需品購入費

四、封鎖支払票制、金融通帳制及金融措置委員会の設置

改正の経過を見ると金融緊急措置令は当初の性格であつた所謂旧券經濟の封鎖と云ふ消極的性格より一歩進んで次第に經濟再建への積極的意図が盛られる様になつて来たことが観取されよう。此のことは指定事業者制、事業資金融資原則、商業手形等の優遇（後述二の其の後の改正解説参照）、金融措置委員会の設置等を実現されて居る。

以下には右の諸改正を要するに到つた理由及其の影響を概観しようと思ふのであるが、現在の状況では経済活動が潜行的に行はれる場合が多い為に特に計数的な把握が困難であり、加ふるに金融緊急措置に関係した統計が未だ充分に整備されて居らない為に本稿に於ては問題の焦点を明瞭にする上からも視野を狭めて東京組合銀行の預金勘定等を手掛りとして述べることにする(註二)。

註二、金融緊急措置令に関連する金融機関の範囲は極めて広い(措置令第八条)。従つて各金融機関について詳細な統計を要求することは唯今のところでは困難である。又措置令の影響については金融機関の経営状態、全体の資金状況、賠償関係の考慮等を必要とするのは勿論であるが、此処では其の目的でないので、特に資金の放出面及吸収面に注目することとした。

三 新券預金の傾向

東京組合銀行の一般自由預金勘定を第二表に依つて見ると、預入等は三月七億円余、四月一三億円余、五月二五億円弱と増加傾向は著しいが、同時に払戻等も三月三億円余、四月一一億円余、五月二〇億円余と増加して居り、資金の変動は甚だしく且つ払戻等は預入等よりも多く、差引増加額は三月四億円弱、四月二億四千万円、五月四億円余と停滞傾向にあつて、預入に対する歩留りは三月五五%、四月一八%、五月一七%と低下の

第二表 東京組合銀行一般預金自由預金勘定 (単位百万円)

	二月中	三月中	四月中	五月中
預入	3	703	1,357	2,473
払戻	2	317	1,116	2,057
差引増	1	386	241	416
預入ニ対スル歩留	33%	55%	18%	17%

傾向を示して居る。自由預金勘定は保合としても、封鎖預金勘定より自由支払として支払はれるものは資料一に依つて見ると三月一六億円余、四月七億円、五月八億円余と相当額に上つて居るから、此の勘定から自由預金勘定への振替を一応考慮に入れないとすると現金として放出される金額は第三表現金流出額概算に示すが如く、三月一三億円弱、四月四億円余、五月四億円となつて四月以降は全体として約四億円程度が恒常的に流出されて居ることとなつて、自由預金勘定の相対的重要度は余り高くなつて居ないと云はなければならぬ。

四 四月一日の改正

右の様な預金の流出は何に依つて招来されるのであらうか、第四表に依ると自由支払に依る払戻の内訳は生計費三二%、賃金給与二五%、その他二三%が主な科目となつて居り、此の事實は現在世帯数一七百万世帯七五百万人、失業指数九九、三(第八表)、戦災者一千万人二百万家族の預金払戻要求に対応するものと考へられる。従つて新券経済のバランスに一步接近する為には右の費目に対して一様に無理のない削減が考慮せられねばならぬ。

此の為に採られた措置が四月一日の改正であつて、本改正の内容は既に「金融緊急措置の解説」(大蔵財務協会発行)に述べられたが、

其の要点を述べると次の如くである。

- 一、個人生活費の為の払戻金額の引下(則五I.1改正)
- 二、指定事業者の払戻制限(則六の二及六の三追加)
- 三、戦災者の生必需品購入資金の払戻の停止(則附則II追加)

第四表 東京組合銀行封鎖預金
勘定自由支払払戻割合

		3月中	4月中
自由支払	生計費	32%	24%
	賃金給与	25%	47%
	事業費	17%	17%
	已ムヲ得ザルモノ	3%	3%
	其ノ他	23%	9%
	計	100%	100%

第五表 東京組合銀行封鎖預金
勘定自由支払払戻傾向

		3月中	4月中
自由支払	生計費	100	32
	賃金給与	100	82
	其ノ他	100	17
	現金流出概算額	100	37

右の改正の結果生計費の払戻を認められないこととなつた世帯は約七百万世帯（農家五五〇万户其他）、戦災者にして生必品購入資金の払戻を認められない者約五〇%とし五百万人百万家族及賃銀供與其他の現金払戻の停止であつて指定事業者関係の部分と推定される（註三）。

此の結果を資料一に依つて見ると封鎖預金からの自由支払額は三月一六億六千万円が四月七億円余と約半額に減少し、第五表の指数によつて見ると三月一〇〇に対して四月は生計費三二、賃銀給与八二、其他一七と著減し、自由支払として流出する現金は三七と略々三分の一に低下して居る。此の事實は指定事業者の事業経営活動が一応擬制資本たる封鎖預金から独立して新券経済の範囲に織り込まれた事をも物語つて居る。此れに依つて封鎖預金からの自由支払の構成も著しく変化して第四表に見る如く賃銀給与に依つて約半額を占められる様になつた。かくて最終の指標

たる日銀券発行高は一日平均約一億円を減じたのである。

註三、勿論預金を有しない家族、業者もある。

五 事業資金関係の傾向

金融緊急措置令に依つて懸念されたことに事業資金の不円滑に依る生産増勢の停滞がある。同時に又終戦

以来の物価の奔騰に依つて棚卸資産の評価増を見込んで企業の生産活動が抑制され、縮少された物的資源に対応する経営の整理は放置され、戦時中に蓄積せられた擬制資本からの追加信用に依る雇傭の維持と云う様な実情は金融面から金融緊急措置令の対象として取り上げられねばならない方向に進んで居つた。斯る傾向は今我々の手元にある統計に如何に現れて居るのであらうか。これを東京組合銀行封鎖預金勘定（資料一）及同貸出金勘定（資料二）から導き出した第三表に依つて見る（註四）。

封鎖預金よりの払戻に依る事業費（原材料及施設の購入費）の内自由支払に依つた部分は二乃至三%の僅少額であつて而かも減少の傾向にあるのは封鎖支払決済が一般に予想されて居るよりは多く用ひられて居る傾向と同時に封鎖預金に依存しない自由支払決済部分が漸次広く行はれて行く傾向の二面を語るであらうことは第二表に現れた自由預金の変動率を併せ読むことに依つても推測される。而も事業資金（自由封鎖事業費に自由支払貸金給与を加へたもの註五）の内自由支払部分の金額は払戻に依るもの二月九千万円弱、三月七億円、四月及五月四億五千万円に対して、貸出に依るもの二月二千万円、三月四千五百万円、四月六千万円余、五月一億円余となつて居り、貸出より預金振替部分を考慮に入れても払戻に依る支出が圧倒的に多く、両者の差額は自由預金預入払戻差引増（第二表）を相殺して、結果として自由支払流出額二月四億円弱、三月一三億円弱、四月四億六千万円、五月四億円と恒常的現金流出となつて現れて居ることは都市経済が地方経済に依存することの現れであるが、此の事實は第六表に見られる封鎖預金の變動状況（註六）を対照してみることに依つて全体として再生産構造の均衡關係が物的にも資金的にも恢復されて居ないことを示し、新券の流れは斯る源泉から第四表に見るが如く貸金給与及生計費の形で大半が食糧品の対価として都市から流出して居るのである。

第三表 東京組合銀行勘定ニヨル事業資金傾向表

		2 月中 (2.18→2.28)	3 月中	4 月中	5 月中
払戻勘定中ノ事業 資金ノ割合		% 31.6	% 38.3	% 47.7	% 47.3
払戻ニヨル事業費 中ノ自由支払分		% 3.0	% 10.9	% 2.5	% 2.2
事業費 金ノ 指数費	払戻	× 100	145	235	302
	貸出	× 100	85	92	127
事業資金 ノ自由 支払ノ 金額	払戻	百万円 87	701	452	541
	貸出	百万円 20	45	62	124
現金流出額概算		百万円 387	1,274	467	406

事業資金 = 事業費 (自由、封鎖) + 貸金給与 (自由)

事業費 = 事業費 (自由、封鎖)

現金流出額概算 = 自由預金差引増 - 封鎖預金勘定自由支払額計

× 印二月ノ計数ハ10日間ノ実数ナルヲ以テ3倍シテ基準トセリ

第六表 東京組合銀行封鎖預金勘定一般預金

(単位百万円、特殊預金ヲ除ク)

		2 月中	3 月中	4 月中	5 月中
預 入			10,513	10,518	11,158
払 戻		2,215	8,010	10,341	12,870
差 引 増			2,501	177	(1)1,712
預入ニ対スル歩 留			% 23.8	% 1.7	% (1)15.3
封鎖預金 現在高		19,822	22,629	22,800	21,088

次に封鎖預金よりの払戻総額に対する事業資金の割合を見ると二月三〇%余、三月四〇%弱、四月及五月五〇%弱と増大傾向にあり、生産活動の再開と共に大となるが其の指数について見ると二月を一〇〇として（註七）払戻に依るものは三月一四五、四月三三五、五月三〇二と増大傾向が著しいのに対し、貸出に依るものは三月八五、四月九二、五月二二七と払戻に依るものに比べて劣ることは事業資金の封鎖預金特に既存封鎖預金依存化傾向が傾向的に増大しつつあることを意味するものである（註八）。

註四、資料一及資料二共に「其の他」中には高額給与、保険料、地代、税金等を含み、事業資金とされるものがある、又旧債返済額中には当然事業資金と看做されるものが含まれて居るであらうが資料上分けられないので斯るものは一応「事業資金」に含まれていない。

註五、事業資金とは自由及封鎖の事業費（原材料及建設勘定）に自由支払の賃金給与を加へたものである。（註四参照）

註六、三月の差引増は旧券預入増が多く、四月以降の差引増は旧債返済収入、前受金収入等を含む。従つて生産収益に依る増加は遙かに少く或は尙と推定される。又封鎖預金預入及自由預金勘定共に内訳は不明であるから事業資金は其の一部分として考へねばならぬ。

註八、封鎖預金は新封鎖収入が流入するから現在高の全額が既存封鎖預金（旧券経済乃至は擬制資本）と看做すことは出来ぬ。又一方新封鎖収入中には旧券封鎖預金からの単なる振替的性質のものも含まれている。此処では第六表の封鎖預金の現在高、其の他の計数を手掛りに斯る傾向があると推定する。尚喰込み金額が赤字補填に使用される処に其の重要性がある。

次に生産其のものは如何に推移して居るか。

之を商工省調査の主要物資生産実績より基礎生産財、中間生産財及消費財として石炭、鋼材、硫安、電動機、農機具及釜を拾ひ（資料三）之を指数化すると第七表の如くである（註九）。生産の方向は全般に堅実な上昇過程を取つて居る。然し乍ら明瞭に現れて居るのは生産段階の低度な基礎物資程生産の増大が緩慢であると云ふことである。五月

の指数を取ると石炭一二六、鋼材一三一、硫安一八九、に対して電動機二六六、農器具六一〇、釜七七七（註九）となつて居る。此の傾向は特に重要であつて負担過重な戦争を賄ふ為に徹底的に消耗された資本財の消耗部分を補填すべき基礎物資の生産が低く、縮少した自然資源の量に不均衡に大きい消費財産業の経営単位が戦時経済力の貴重な遺産たる僅少の蓄積資材を消耗して居る姿に外ならない。

次に第八表の厚生省調査の失業指数に見ると三月十五日を基準として農山村地域は低下傾向を示し、農繁期の雇傭増大と新券保有の余裕を現すが、之に反して農繁期に農村へ向つて移動をせしめた商業地域人口は五月に入つて金融緊急措置令の影響の為か三月を上廻る指数を示して居るが、全般として失業が低下して居る傾向は賃金給与額の不変（資料一）、事業資金の増大傾向（第三表）に依つても推測されるのであつて国民経済の現状よりして意外の感に打

第七表 商工省調査主要物資生産実績傾向

	2 月中	3 月中	4 月中	5 月中
石 炭	100	121	120	126
普 通 鋼 材	100	152	136	131
硫 安	100	131	145	189
電 動 機	100	168	293	266
農 器 具	100	457	508	610
釜	註 100	688	405	777

第八表 厚生省調査失業指数

	第1回 3月15日	第2回 4月1日	第3回 4月15日	第4回 5月1日
商 業 地 域	100.0	99.3	89.9	107.1
農 山 村 地 域	100.0	94.6	99.1	82.7

たれるのである。

以上に依つて生産経営の実態は擬制資本たる既存封鎖預金の払戻に依つて事業収支の赤字部分を賄ひ、斯る事業資金の単位当り生産力は基礎物資程少であり、此のことは物的には資本財の競争消耗部分の補填を遅らせると共に蓄積資材の喰つぶしを促進し、経営的には物価体系の不均衡に依存して貨幣価値錯覚に依る名目利益と追加信用を以て過大雇傭の維持と経営の未整理を続けて居ると云ふことが出来るのであつて、此の俛に推移すれば斯る堆積した矛盾が一挙に崩壊の危機を以て報ゆる日が来ないとは申されない状態である。

註九、釜の生産額は二月が稍低下して居つて全体の指数が稍大きく示されて居るが比較には差支へない。

六 六月二十一日の改正

以上に述べた様な事業資金の傾向に対処して六月二十一日蔵銀第四六九号通牒は事業資金の供給に関して根本的な変更を加へ、斯る傾向を除き事業経営を封鎖預金から切離し経営計算の上に基礎を置いた其の合理化を金融的に促進することを目的とし以つて金融緊急措置令の目途する経済の安定的基礎の招来に更に一步を進めた。本改正の要点は本稿二を見て頂けば良いが要点は次の通りである。

一、一切の事業資金は金融機関の融資に依つて賄ひ、六月二十一日以前の封鎖預金は爾後の分と區別し、これを一応凍結する。

二、自由支払の融資は自由支払で回収し、要すれば其の他のものも自由支払を以て回収する。

本改正の狙ひは一言をもつて云へば金融機関から放出された資金を再び金融機関に還流せしめると共に企業経営の

合理化と資金の効率的活用を一層推進する点にある。これを事業者の側から見れば事業経営の貨幣価値再生産を正常ならしめることが必要である。前述の様な一方的な資金の費消傾向は信用供与者としての金融機関の事業経営監査を通ずることによつて行はれ得なくなる。従つて封鎖預金の取崩しに依存した事業経営は生産性の増強、過大未稼動資産の整理、雇傭の適正化を通じて合理化を要求される。而して新収益の内から得る新しい資本蓄積の増大と共に短期借入資金の負担より漸次に脱却することが出来ることとなるのである。然し乍ら本措置が金融緊急措置令の目途する経済の安定と結び付くが為には経営の貨幣価値再生産が物的再生産と併行することが前提条件である。換言すれば価格体系の均衡と使用し得る資源に相応した生産構造が確立されることである。金融機関の事業経営に対する監査は収益性を重要な尺度として居る。従つて棚卸資産の価格の騰貴傾向が金利をカバーして余る程に大であるならば本措置は其の効果を著しく削減される、此処に金融機関の公共的性格が強く要求される根拠がある。資金供与に際して其の方向は正しく生産活動に向けられねばならないのであつて責務の重大なのに鑑みて慎重な態度を望むものである。事業資金の将来も多難を予想されるのであつて、賠償問題、補償問題等の影響は金融緊急措置令の取扱にも変化を与へて行くのであらう。

七 物価の動向と五百円生活の枠の拡大措置

金融緊急措置令実施後一般物価は有効需要の低下と共に若干低下の傾向を示して居ることは第九表の東京露店物価指数に依つて知られる。即ち金融緊急措置令実施と共に旧券流通期間は何れも騰貴を見たが、什器は三月六〇に低下し、四月及五月の七二は新券の余裕と生産の微増を現し、雜貨は三月九七、四月八五、五月八三と低落傾向にあるのは品物出廻りが新券保有をカバーして余りあり、又同時に食料品は三月及四月の九八より五月一二六と騰貴傾向に転

(ママ)
第十表 大都市労働者
世帯標準生活費推算

其ノ他	9.5
教育、修養、娯楽	4.5
交通費	6.3
保健衛生	7.5
光熱費	6.0
被服費	6.6
住居費	10.0
嗜好品費	4.5
調味料	3.9
副食	22.2
主食	19.0
飲食物費	45.1
	百分比

じたのは食糧不足と其の需要の非弾力的であることに依る。家計の余裕は食料品購入に吸収されて居ることは第十表に依つて示されるやうに飲食物費が家計の大半を占めて居ることに徴しても明瞭である。従つて都市居住者の生活費は楽でないことは事実であるが、五百円の枠を外

すことは物価の上昇のみを来して物の入手は出来ないから差当り枠を外すことは疑問である。然し個人生活費の或る部分について封鎖預金から支払を為し得る範囲を拡張して実質上生活資金の窮迫を緩和する為に次の様な点が改正された。

一、個人の電話料、瓦斯料金及電気料金の封鎖支払を認めた。

二、教育費

(イ)同一世帯内の学生又は生徒の教育費として毎月五十円の自由支払を認めた。

(ロ)授業料の外入学金、実験費を全額封鎖支払を認め、児童についても之等を認めた。

(ハ)学生又は生徒の新学期開始期に於いて教科書、参考書、実験器具の購入費を一定基準に依つて自由支払を認めた。

三、非常備労資金の計算方法を改め、一月二十五円の自由支払を認めた。

四、戦災者等の住宅購入資金の為の封鎖支払を認めて居る金額を五千円より一万円に改めた。

第九表 東京露店物価傾向

	2月上旬	2月中旬	3月中旬	4月中旬	5月中旬
食 料 品	100	118	98	98	126
什 器	100	100	60	72	72
雑 貨	100	110	97	85	83

五、戦災者等について正規の配給ルートより生活必需物資の配給に封して自由支払を認め
た。

右の様な改正に依つて家計上余裕の生じる割合は第十表に依つて約一〇表に依つて約一〇
%余又はそれ以上と見られるが、特に電気料金の封鎖支払は燃料不足に対して相当の緩和と
なるであらう。

八 封鎖支払票、金融通帳及金融措置委員会

(イ)封鎖支払の方法は金融緊急措置令の実施に伴つて行はれる様になつたのであるが資金移
動上封鎖決済の部分は資料一にも見る如く大都市を占め、且つ其の量は相当著しい増大傾向
にある。従つて小切手用紙を使用する時は経営費の増大しつつ金融機関に過大の負担を与え
るので封鎖支払票を作つて之を以て小切手の代用とした。然し乍ら封鎖支払票は小切手では
ないから取扱には多少の注意を要する。

(ロ)金融通帳は個人及事業者共に使用される様になつたので資金の使途及金額の確認上技術
的に一步を進めた。特に事業金融通帳は事業者の事業の規模として雇傭者数、売上高を記入
せしめ、貸借対照表及損益計算書並に資金計画概況を添附させることになつて居るので事業
の資金状態の監査に資すること大なるものがあると考へる。

(ハ)金融緊急措置令は其の対象とするところが極めて広汎であつて、其の影響する処が少く

ない。又其の運用は各方面の特殊事情に即応する要があると共に当事者殊に金融機関の適正公平な取扱と法令の充分なる理解を必要とする。殊に前述せる事業資金の融通方法が適正なる運用を要することの重要なことは既に述べたが、斯ることを考慮して地方金融措置委員会の制度を設け各界の代表者を参加せしめて金融緊急措置令其他の経済法令の正しい運用を計ると共に金融機関の公共性を促進せしむることとした。其の活発なる運用が期待されて居る。

九 金融緊急措置令の立法的側面

金融緊急措置令は勅令第八十三号を以て公布せられたのであるが、立法技術的に見ると勅令、省令二、告示十四、

資料一 東京組合銀行封鎖預金勘定払戻高 (単位百万円)

		2 月中 (2.18→2.28)	3 月中	4 月中	5 月中
自由支払	生活費	46	532	171	172
	賃金給与	68	411	335	412
	事業費	19	290	117	129
	己ノヲ得ザルモノ	69	46	19	15
	其ノ他	184	376	64	38
	計	388	1,660	708	822
封鎖支払	旧債返済	165	895	1,162	1,690
	事業費	614	2,362	4,488	5,801
	賃金、地代 納税其ノ他	1,046	3,090	3,983	4,554
	計	1,827	6,350	9,633	12,549
総計		2,215	8,012	10,341	13,371

資料二 東京組合銀行貸出金勘定

(単位百万円)

		2 月中 (2.18→2.28)	3 月中	4 月中	5 月中
自 由 支 払	生 計 費		1	1	
	賃金給与	17	17	14	22
	事 業 費	3	28	48	102
	己ノヲ得 ザルモノ		1		2
	其ノ他				
	計	22	51	65	129
封 鎖 支 払	旧債返済	13	108	37	37
	事 業 費	467	1,201	1,273	1,725
	賃金、地代 納税其ノ他	117	326	213	178
	計	599	1,645	1,528	1,948
総 計		621	1,696	1,592	2,077

資料三 商工省調査主要物資生産実績

	2 月中	3 月中	4 月中	5 月中	単位
石 炭	1,346	1,632	1,620	1,695	千吨
普通鋼鋼材	16,729	25,426	22,366	22,007	吨
硫 安	22,038	28,908	31,905	41,702	吨
電 動 機	3,450	5,805	10,118	9,194	台
農 器 具	5,900	27,000	30,000	36,000	千円
釜	35	241	142	272	千個

取扱通牒約一三〇（二月以降七月一日迄、一般的にして重要なもののみ）の特異な体系を持つて居り、施行以来省令の改正二回、告示の改正一五回を数へ、発遣せられた一般的な内容を有つ取扱通牒の内訳は広く事業資金の關係が五三、個人資金關係其他が二一、措置令關係の解釈及取扱に關するもの五七となつて居り、個人及事業資金の全般的規制が如何に技術的にも困難であるか、又不測の影響があつて其れに伴ふ機動的措置と周知徹底に努力が払はれねばならないかを明に示して居る。殊に事業資金關係の取扱通牒五三の内容は大部分が自由支払と封鎖支払の割合に關係するものであつて、二本立の根本的困難をも感ぜしめる。ともあれ關係者を始め、社会一般の方々のインフレ阻止に對する一方ならぬ御協力を感謝する次第である。

二 金融緊急措置令關係法令の四月以降の改正

前述の如く措置令の關係法令は其の施行の後に於て屢次の改正が加へられたのであるが、四月上旬迄の改正に付いては既に「金融緊急措置の解説」に於いて述べられてあるから本稿では右以降の改正であつて重要なものを解説し、一般の参考に資することとする。

一 省令及告示の改正

(一) 国又は都道府県其の他地方公共団体支払等規則の改正

金融緊急措置令及日本銀行券預入令の施行に伴つて国又は地方公共団体の支払については昭和二十一年三月三日大藏省令第二十四号「国又は都道府県其の他地方公共団体支払等規則」に依つて規制することとしたが、其の題名、字句を訂正すると共に新に二箇条を追加して国等の収納の場合に付いても規定を設け、小切手及郵便為替証書に依る納

付を認めて措置令の取扱に應ずることとし、五月八日から施行せられた。改正の要点は左の通りである（昭和二十一年五月八日大蔵省令第六十二号）。

- (1) 題名を「国又は都道府県其ノ他地方公共団体ノ受払規則」に改めた。
- (2) 第一条第一項の中に「左の各号の経費」とあるのを「左の各号の経費等」に改め、第一条第一項第五号の中に「使途」とあるのを「支払」に、「経費」とあるのを「経費等」に改め、第二条の中に「経費」とあるのを「経費等」に改めた。

- (3) 新に左の事項を規定した。

(イ) 国又は都道府県其の他地方公共団体の現金収納機関に於て歳入金若は返納金の納付者又は保管金若は供託金の提出者から金融緊急措置令施行規則第二条の規定に依る小切手又は郵便為替証書を以て納付又は提出を受けたるときは之が受入を為すことを得ること（同規則第三号）。

(ロ) (イ)に定むる歳入金の受入に関しては大正五年法律第十号及之に基く命令の規定を準用すること。

又(イ)に定むる返納金、保管金又は供託金の受入に関しては右法令の規定に準じ之が取扱を為すことを得ること（同規則第四条）。

- (二) 資金融通の総額制限に関する告示の改正及通牒に依る取扱変更

- (1) 適用範囲の拡張

金融機関の資金融通総額制限に関しては措置令施行規則第十三条第二項の規定に基く昭和二十一年三月大蔵省告示第百二十九号に依つて三月二十日現在に於ける融通総額を資金融通を為し得る限度とされて居つたが、其の後

の状況に依り之の適用範囲を次の通り改正拡張した（大蔵省告示第二百八十六号に依る改正）。

(イ)証券引受会社及ビルブローカーも金融機関と同様に資金の融通を行ふので、之等に付いても資金の融通総額を制限する必要があると認められるから、証券引受会社及ビルブローカーは大蔵大臣の許可を受けた場合でなければ昭和二十一年四月十日現在に於ける資金融通の総額を超えて資金の融通を為すことを得ないこととした（大蔵省告示第二百二十九号第一項）。

(ロ)金融機関、証券引受会社及ビルブローカー相互間に於ける資金の融通は所謂インター・バンクの融資であつて之を制限する必要がないので右の資金融通の総額中には含めないこととした、従つてコールローン等は右の制限から除かれることとなつた（同前）。

(ハ)金融機関、証券引受会社及ビルブローカーが金融業務上受入れた資金（之等の者が金融業務以外の業務の爲金融機関等から融通を受けた資金等を含む）を金融業務以外の業務に使用することは一般原則に基いて制限する必要があるので一般の融通と同様に取扱ふこととした。之に依つて地方農業会漁業会、等が内部金融として兼営事業たる経済事業に使用する資金や証券引受会社が有価証券業務に使用する資金は同一法人内の問題であるけれども本措置の関係では資金融通として取扱ふことが明確にされた（大蔵省告示第二百二十九号第二項）。

(2) 肩代り金の控除

右の「資金融通総額」の計算に付ては金融機関にあつては三月二十日、証券引受会社及ビルブローカーにあつては四月十日以後に他の金融機関に肩代りした金額を控除した金額を「資金融通総額」として取扱はれる（銀秘第二千九百四十二号）。

(3) 融資総額限度の増額

昭和二十一年六月二十一日以降は事業資金は原則として金融機関よりの資金融通の方法に依ることとなつたので差当りの需要に應ずる為め右資金融通総額制限の規定に依る融通限度は各金融機関とも一律に5%の増額を許可せられたものとして取扱ふこととなつた(蔵銀第四百七十号第一、一(三))。

(4) 手形割引の優遇

金融緊急措置令の強化に伴つて事業関係の資金移動は生産的でない場合には相当抑制されることとなるであらうが、一方生産及取引の裏付けがある場合の金融は積極的に助成する必要があるので、日本銀行が再割引を為し得る様な優良適格手形の割引は融資総額制限の枠外とした。即ち(一)期限三ヶ月以内の商業手形及(二)緊急物資の生産に伴ふ取引に基づく期限六ヶ月以内の商業手形に準ずる手形の割引に依る資金融通に付いては右の資金融通総額の中に算入しないこととした。但し此の場合には割引に依る融通に付き翌月十日迄に日本銀行本店經由大蔵省に報告することを要する(銀秘第四百八十六号第七)。

(三) 其の他の告示の改正

(1) 自由職業者の追加(四月三十日大蔵省告示第三百十五号に依る改正)

弁護士、計理士等の所謂自由職業者に対しては従来昭和二十一年三月大蔵省告示第百七号に依つて生活資金の外毎月五百円の限度に於て預金の引出が認められて居たが、今回土木、建築、電気機械等の設計士についても同様毎日五百円以内の預金の引出が認められることとなつた(大蔵省告示第百七号二の(ロ)に追加)。

(2) 健康保険組合の手当金等の取扱(四月二十七日大蔵省告示第三百十二号に依る改正)

従来勅令に依つて組織せられた組織せられた共済組合の組合員に対する年金給付に付いては自由支払を為し得ることとなつて居たが、今回更に健康保険組合をも含めて、其等組合員に対する年金、傷病手当及出産手当金に付て月額五百円迄は自由支払を認めることとした。尚右の諸手当金で月額五百円を超える部分は封鎖支持に依ることとなつて居る（大蔵省告示第二十五号第一号の改正及同告示第二十七号第二号ノ二の改正）。

(3) 学校の授業料等の取扱（四月二十七日大蔵省告示第三百十四号及六月二十一日大蔵省告示四百八十三号に依る改正）

学校の授業料については従来学生又は生徒に限り年額三百円を超過する場合に其の超過額に付てのみ封鎖預金等から封鎖支払を認めて居たが、年額三百円以下の場合でも其の全額につき認めると共に、国民学校の児童に対しても適用し、且つ授業料の外に入学金又は実験費（学校に納付するものに限る）をも加へ封鎖支払を為し得ることとした（大蔵省告示第二十七号第三号ノ二の改正）。

(4) 電話料、瓦斯料及電気料の取扱（六月二十一日大蔵省告示第四百八十三号に依る改正）。

従来電話料、瓦斯使用料及電気使用料等（電話料金については五月十八日銀秘第三五四号に依り規則第六条第六号の包括許可の取扱が為された）に付いては生活資金中より支弁することとなつて居たが、今回電話料（公衆電話料金を除く）、瓦斯使用料及電気使用料に付ては封鎖預金等から封鎖支払を為し得ることとし個人生活等の実質的緩和を計つた（大蔵省告示第二十七号第五号の改正）。尚此の取扱に伴つて瓦斯供給業及電気供給業は昭和二十一年三月大蔵省告示第百七十五号に依る指定事業者中より除かれることとなつた（大蔵省告示第百七十五号第一号四の改正）。

(5) 戦災者等の住宅購入資金の取扱（六月二十一日大蔵省告示第四百八十三号に依る改正）

従来戦災者、建物疎開を命ぜられたる者及昭和二十一年二月一日以後の外国等よりの引揚者（二月一日以前の引揚者は戦災者に準じて取扱はれた（金瘡緊急措置令事務取扱規定））に付ては住宅の購入、建築又は修繕の為に一世帯五千円迄封鎖預金から封鎖支払が認められて来たが、今回規格住宅等の購入費の実情を考慮して其の金額を一世帯五千円より一万円に上げると共に昭和二十年八月十五日以後の引揚者をも含む旨を明確ならしめた（大蔵省告示第二十七号第四号の改正）。

(6) 定期乗車券購入費の取扱（六月二十一日大蔵省告示第三百八十三号に依る改正）

従来通勤又は通学に必要な定期乗車券の購入費は其の所要金額を限度として封鎖預金等から自由支払を受け得る取扱となつて居たが（大蔵省告示第二十五号第三号）、今回之を封鎖支払に依ることとして現金の流用を防止した（大蔵省告示第二十七号第三号ノ三）。

(7) 国有財産の払下代金等の取扱（四月二十七日大蔵省告示第三百十三号に依る改正）

国有財産の払下代金、交換差金及之に関する弁償金、違約金に付ては封鎖預金等からの封鎖支払に依る支払を認められることとなつた。但し歳入徴収官又は同所属分掌官の発行する納入告知書の呈示を必要とする（大蔵省告示第二十七号第五号ノ四）。

(8) 有価証券の買入資金の取扱（六月二十一日大蔵省告示第四百八十三号に依る改正）

従来金融緊急措置令施行の際（本年二月十七日）現に存する国債、地方債、社債、株式、出資証券等の購入の爲には売買契約書等の呈示に依つて比較的容易に封鎖預金等から封鎖支払の方法に依る払戻を受けることが認め

られて居つたが（大蔵省告示第二十七号第五号）、其後の実情は此の様な取扱が濫用される傾向にあるので今回これを廃止して大蔵省告示第二十七号第七号に依り個別的に大蔵大臣の許可を要することとした。

然しその許可の取扱は次の様に行はれる。

(イ) 株式については株券は呈示しなくても良いが、必ずその株式の発行会社の認証ある株式名義書換申込書を呈示せしめ、取引の真実であることを確認したときは金融機関限り許可しても差支へない。尚申込書には株券の記号番号を記入せねばならない。又許可には常に名義書換実行報告を会社の証明書と共に提出すべき旨の証券がつけられることになつて居る。

(ロ) 出資証券と登録公社債は株式と同様に取扱はれる。

(ハ) (ロ)以外の無記名公社債は金融機関限り処理し得ないので一段原則に依る。

(ニ) 証券引受会社その他の有価証券業者が買入れる場合には右(イ)乃至(ロ)に依らず、買入先、買入証券の種類、その記号番号、買入価格等を記載した明細書を提出せしめ、取引の事実を確認したときは金融機関限り許可しても良い（六月蔵銀第四百五十九号第七）。

(9) 世帯を同じくする学生又は生徒の教育費（六月二十一日大蔵省告示第四百八十二号に依る改正）

世帯を異にする学生又は生徒の教育費に付いては生活資金の外に一人毎月百五十円を限り封鎖預金等から自由支払に依る払戻が認められて居たが、今回世帯を同じくする学生又は生徒に付ても同様教育費として生活資金の外に一人に付毎月五十円を限り封鎖預金等から自由支払に依る払戻を認められることとなつた。児童に付て認められて居ないのは従来通りである。尚払戻を受ける場合の呈示書類としては大蔵省告示第二十八号第十号に依る

「教育費用在学証明書」が必要である（大蔵省告示第二十五号第四号）。

(10) 呈示書類に關する改正（六月二十一日大蔵省告示第四百八十四号に依る改正）

(イ)金融緊急措置令施行規則第五条第一項の規定に依り封鎖預金等から自由支払に依る払戻を受けるときは大蔵省告示第二十八号に依つて米穀通帳又は米穀通帳なきときは米穀以外の物資の配給に關する通帳の呈示を要することとなつて居たが、三月銀秘第百六十六号に依つて個人金融通帳が規定せられ、漸くその配布も終つたので今後は米穀通帳の代りに「個人金融通帳」の呈示を要することとし、個人金融通帳のないときは「之に代るべき書類」の呈示を要することとした。但し此の中には米穀通帳も当然含まれる（大蔵省告示第二十八号第一号、第二号、第五号及第十号中改正）。

(ロ)今回大蔵省告示第二十五号の^(ママ)効正に依り世帯を同じくする学生又は生徒の教育費の封鎖預金等からの払戻が認められることとなつたのは前述の通りであるが、之に付いて呈示書類として教育費用在学証明書を要することとした（大蔵省告示第二十八号第十号中改正）。尚定期乗車券の購入費は封鎖支持に依ることとなつたので呈示書類としての定期乗車券購入証明書は削除した（大蔵省告示第二十八号第十号中削除）。

二 通牒に依る取扱上の變更及措置

措置令の實際上の通用に當つては省令及告示の外通牒も又相当重要な要素を為すものである。従つて省令及告示の改正の外に通牒に依つて重大なる變更が加へられる事が少くない。次に斯る通牒の重なるものにつき解説する。

(一)事業金融通帳及封鎖支払票の制度

(1) 事業金融通帳の発行（五月二十四日理秘第三百五十五号）。

金融緊急措置令に基いて個人が封鎖預金等から支払を受けようとする場合には証明書類として個人金融通帳が使用せられて居るが、今回事業資金の払出及融通に付いても其の適正と手続の簡易化を図る為に事業金融通帳が交付せられ、証明書類として本年六月二十日以後使用せられることになった。事業金融通帳に関し注意せねばならない点は左の通りである。

(イ) 通帳の交付を受けるものは金融緊急措置令で事業者と認められたもので、個人、法人は勿論、組合、研究機関、倶楽部等の私的機関も総べて含まれる。但し個人の指定事業（則六二）には交付せられない、個人の指定事業者は個人金融通帳を使用せしめることとなる訳である。又個人事業者で同一町内会又は部落会の区域内に二以上の事業所を有する者も一通しか交付を受けられない。

(ロ) 個人事業者は生活費に属するものについては個人金融通帳、事業資金については事業金融通帳を使用する。但し指定事業者たる個人事業者には常に個人金融通帳を使用する。

(ハ) 通帳作成後に従業員数の異動があつた時は配布を受けた機関に異動届を提出して通帳の人事移動欄に証印を捺して貰はねばならない。又住所又は所在地を変更した場合は同様に記載事項の変更について証印を得ねばならない。

(2) 封鎖支払票の使用（四月九日銀秘第五百四十九号）

金融緊急措置令に基いて為される封鎖支払については従来主として小切手が使用されて居つたのであるが、今回封鎖支払方法の簡素化を図り、併せて小切手用紙の使用を節約する為に封鎖支払票の制度を採用することとな

った。本封鎖支払票を使用するについて注意すべき点は左の通りである。

(イ)封鎖支払票は金融緊急措置令第二条第二項に云ふ「其の他之に準ずる支払指図」と看做されるのであるが、封鎖支払票（甲）は給与の封鎖支払の場合に、封鎖支払票（乙）は預金の払戻等の封鎖支払であつて銀行振出小切手の代用として使用されるものであるから、従来通り封鎖小切手を使用しても一向差支へない。

(ロ)封鎖支払票は取立の爲金融機関に譲渡する場合の外裏書其の他の方法に依り移転することを得不い。

(ハ)給与の支払に封鎖支払票（甲）を使用せんとする事業者は事業金融通帳の外に給与支払簿に添へ封鎖支払依頼書及封鎖支払票（甲）を支払資金（払戻の場合は当座小切手又は普通預金払戻請求書、借入金の場合は債務証書）と共に銀行に提出し、銀行の証印を受けた封鎖支払票（甲）を以て給与の支払をすること。

(ニ)封鎖支払票（乙）を以て封鎖預金等から封鎖支払を爲す場合には要すれば支払保証の手續を爲すこと。

(ホ)封鎖支払票使用上の取扱に付ては銀行は手数料を徴せず、又支払資金として別途保留した別段預金等には利息を付けないこととなつて居る。

(二)事業資金関係の取扱

(1)指定事業者関係

(イ)指定事業者の認定（四月二十日銀秘第十六十二号昭和二十一年大蔵省令第四十四号事務取扱要領）

大蔵省令第四十四号に依る措置令施行規則の改正によつて四月一日以降は事業者について現金収入のある所謂指定事業者の制度が設けられたのであるが、指定事業者として大蔵省告示第百七十五号に依り指定を受けた業者の範囲については左の通り取扱はれる。

法人の場合

1 指定事業と非指定事業を兼営する法人にあつては経理を区分するときは指定事業に関する部分のみを指定事業者として取扱ひ、経理を区分しないときは一括して指定事業者として取扱はれる。

2 全事業所得中指定事業所得が六〇%以上に及ぶときは経理を区分すると否とに拘らず全て指定事業者として取扱はれる。

個人の場合

1 指定事業を営む個人であつて本人又は同一世帯に属する者の非指定事業所得又は勤労所得があるときは、指定事業所得が総所得の五〇%以上に及ぶときは指定事業者として取扱はれる。

2 指定事業所得の金額が月額五百円以上であるものは全て指定事業者として取扱はれる。

(四) 四月一日以後に生じた新封鎖預金等の使用(同前事務取扱要領)。

指定事業者は金融緊急措置令施行規則第六条の規定に依つて本年四月一日以降は他に資金調達の方法のない場合を除いて同条に規定された使途に充てる為に封鎖預金等の払戻を受けることが出来ないこととなつたが、右の払戻を受けることの出来ない封鎖預金等は本年三月三十一日以前に生じた封鎖預金(同時以後旧券の預入に依り生じたものを含む)に限るのであつて、本年四月一日以降新に生じた封鎖預金等については施行規則第六条ノ二第一項但書の市区町村長の証明を受けないで一般原則(第五条及第六条の規定)に基いて払戻を受けることが出来るのである。但し右の新に生じた封鎖預金中には旧券の預入に依り生じたもの及預金等の同一性を失はない限り預金の種目の変更又は預け換を為したるものは之を含まない。

(2) 融資に依る事業資金の供給 (六月二十日蔵銀第四百五十九号)

四月一日省令第四十四号 依つて指定事業者の制度は現金収入の多い所謂指定事業者は原則として封鎖預金の払戻を得られないこととなり、之等の者が此の預金払戻を受け得なくなつた使途の爲めに資金が必要であり且つ他に資金調達の方法が無い場合には金融機関よりの資金融通を認め、更に預金払戻を受ける以外に資金を得られぬ場合に限つて特に封鎖預金等の払戻が受けられることとしたが、今回六月二十一日以降は斯る取扱方法を事業資金全般に及ぼし且つ強化することとなつた。即ち

(イ) 事業者の所要資金は原則として金融機関よりの資金融通の方法に依るものとした。従つて昭和二十一年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金等は特別の場合の外は事業資金の爲に払戻を受けることが出来ない。

1 事業資金と云ふのは事業の爲に要する一切の資金を意味する。従つて短期運転資金及長期固定資金を問はず、債務弁済金、有償証券買入資金、各種の出資金も包含する (銀秘第四百七十号)。

2 事業資金であつて金融機関よりの資金融通の方法に依らないでもよいものは次の通りである。

一、自由預貯金よりの支払

二、昭和二十一年六月二十二日以後新に生じた封鎖預金等よりの支払 (新に生じた封鎖預金とは六月二十二日以後新所得又は新収入として受入れたものは総て含まれる。)

3 昭和二十一年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金の払戻を受けられる特別の場合とは左の通りである。

一、昭和二十一年六月二十一日以前に発生した金融機関に対する債務の元利の弁済

二、小規模の個人事業者であつて預貯金の外金融機関との取引のないものの事業資金 (小規模個人事業者とは

一ヶ月の所要資金三千円以下のものを云ふ、又取引関係は現在のみならず過去の取引関係をも含む。

三、研究事業、社会事業、政党其の他これに準ずるものであつて事業収入のないものの所要資金。

四、大蔵大臣の指示し、又は承認を受けたとき。指示とは主として通牒に依つて行はれ、現在迄に認められて居るものは左の通りである。

(イ)人的に認められて居るものは(一)ビルブローカー(証券引受会社であつてビルブローカーを兼営するものはビルブローカー業務を区分するときは、その部分を限りビルブローカーとして取扱ふ)(二)勅令に依り組織された共済組合、(三)健康保険組合、(四)私立学校、(五)神社、寺院、教会其の他の宗教団体、(六)町内会、部落会、(七)清算中の法人、(八)営利を目的としない法人(法人格を有しない任意団体を含まない)であつて且つ事業の性質上旧封鎖預金等の支払を認める必要があることについて主務官庁の証明あるもの、(九)納税施設法に依る納税団体、(十)水利組合、耕地整理組合及土地区画整理組合、(十一)在外の事業会社の内地出張所等又は外地外国での事業経営を目的とする会社等であつて清算準備、報告、調査事務のみを処理するものについて外務省管理局長の証明のあるもの、(十二)所謂制限会社であつて解散に関して許可申請中のものについて大蔵省理財局長の証明のあるもの(蔵銀第四百七十号、蔵銀第四百八十六号及蔵銀第五百十一号)。

(ロ)特別の支払資金等であつて特に認められて居るものは左の通りである。

(一) 租税支払資金

法人に対する直接税については(1)法人税、営業税同付加税、特別法人税及臨時利得税で昭和二十一年六月三十日以前に終了した事業年度に対する分は全額、昭和二十一年六月三十日前後にまたがる事業年度に対する

分は月割計算に依る六月三十日迄に相当する金額。(2)地租、家屋税及鉾区税並に之等の付加税は昭和二十一年十一月三十日迄に納期の到来するもの全額。(3)独立税たる地方税も(1)及(2)に準ずる金額。

個人に対する直接税については(1)昭和二十一年分以前の賦課課税に依る分類所得税、営業税、臨時利得税、鉾区税並に之等の付加税であつて本年十一月三十日迄に納期の到来するもの、(2)(1)以外の国税(源泉課税たる分類所得税及通行税を除く)及付加税の全額、(3)独立税である地方税も(1)及(2)に準ずる金額。

間接税については昭和二十一年六月二十一日迄に課税原因の発生したるものについて所轄稅務署長の証明のあつた金額。所得税法第七十二条に規定する分類所得税(所謂源泉課税)及通行税であつて昭和二十一年六月二十一日迄に徴収されたが未納付のものは所轄稅務署長の証明した金額。

(二)会社従業員の預り金の支払資金、会社従業員の諸給与支払資金であつて二月銀秘第五十号通牒(会社従業員諸給与支払取扱要領)に基いて「従業員諸給与支払口」として会社の一般預等より区分してある預金から従業員に対して支払ふ資金。但し六月二十一日現在に於いて会社の有する従業員預り金に相当する金額は会社の一般預金より右の「従業員諸給与支払口」預金に振替へた上で支払ふことは差支へない。

(三)賠償引当施設管理費の前渡金よりの支払資金
連合軍司令部より管理保全を命ぜられた工場其の他の施設(賠償引当施設)の管理費として地方長官、財務局長及鉄道技術研究所長(支出責任者)より前渡された資金の使用未済額について右支出責任者の証明する金額の支払は差支へない。

(四)国庫支出前渡金等の返済資金

昭和二十年八月十五日以前に官庁より前渡金、概算払金の交付を受けた者がその返済に充つる場合に、納入告知書の呈示があつたとき、その金額を限度とする封鎖支払は差支へない。

(五)無尽掛金等の払込資金

個人事業者がその加入する無尽、定期積金及損害保険の契約に基く無尽掛金、定期積金及保険料の払込の爲の資金の支払は差し支へない。

(ロ)融通金の支払方法は、大蔵大臣の別段の指示のあつた場合を除いて措置令施行規則第五条乃至第七条の規定に依る一般原則に依つて為されねばならない。従つて資金の融通又は回収方法のみに關しては本取扱に依つて大蔵大臣の承認を受けなくてもよい場合であつても、融通金の自由支払等に関する一般原則を超える様な場合は従来通り封鎖預金等支払許可事務手続に依つて大蔵大臣の許可を必要とする。

(イ)融通金の回収は原則として自由支払で行はれねばならない。但し特殊の場合には昭和二十一年六月二十二日以後新に生じた封鎖預金等からの封鎖支払に依つて回収してもよい。特殊の場合とは左の通りである。

一、封鎖支払の方法に依つて爲した融通金を回収するとき。

二、措置令施行規則第五条第一項第三号に依る給与又は第四号に依る事業用雑費の支払の爲に爲した融通金を回収するとき(但し指定事業を除く)。

三、大蔵大臣が別段の指示をなし又は大蔵大臣が承認を受けたとき。

(二)金融機関は融資の条件としての回収方法を通じて末端配給部門より生産部門への新券流入を促進する様に配慮し、措置を講じなければならない。

(ウ)事業者の本年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金等は追つて指示のある迄で当分の間預け換（預け先金融機関の変更、本店及支店間の送金等を含む）を為し得ない。然し当該預け先金融機関の同一店舗に於ける他の種類の預貯金等とすること（所謂種目の変更）は差支へない。但し此の場合には預金の同一性を失はざる限り種目の変更に基づいて生じた（預け換に基いて生じたものも同様）封鎖預金等は本年六月二十一日以後の新に生じた封鎖預金等には含まれない。

(ハ)昭和二十一年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金等の事業資金の為の払戻は前述の如く厳格な制限を受けるのであるが、之を債務の担保に供することは差支へない。但し担保に供した封鎖預金等を以て債務の弁済に充当するには事業者が他の資金に依つて其の債務を弁済することが出来ない場合に限り、且つ大蔵大臣の承認を受けなければならぬこととなつて居る。

(ト)本取扱に依つて事業者が金融機関より受ける資金融通の条件、即ち金利、融通期限については特別な取扱は規定されて得ら^(マ)ない。又融通の担保物についても本年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金等を除いて特殊な取扱は認められて居らない。従つて之等に関しては従来行はれて居ると略々同様な一般の条件に依つて融資を受けるのである。

(ハ)本年六月二十一日に於て現に存する所謂旧封鎖預金等の払戻について、又融通金の回収方法について特別の取扱を受ける為めに事業者が大蔵大臣の承認を受ける場合には適宜の様式に依つて「封鎖預金等支払許可申請書」の場合と同様に担当金融機関を経て日本銀行本支店を通じ承認申請を要することとなつて居る。要すれば其の払戻金又は融通金の支払方法についての許可申請等と一括して申請しても差支へない。

(三)其の他

(1)自由預金の取扱(五月六日銀秘第三百十七号)

措置令の規定に依つて封鎖預金等より自由支払を以て放出された現金の自由預金としての吸収は、新券經濟の健全なる發達の為に最も必要であるが、特に指示された場合の外は預金者の任意に委されて居り、一方従来は昭和二十一年銀秘第四十八号通牒(封鎖預金等の支払に関する事務取扱要領一ノ(三))に依つて自由預金のある場合には原則として封鎖預金の支払を抑制する取扱となつて居つた為め自由預金の自然の増加に支障を与へる傾向があるので今後は預金者等が他に自由預金等を有して居る場合に於ても一般の原則に基いて封鎖預金等の支払を為す様に改められた。尚、自由預金を担保とする資金の融通は自由預金が金融緊急措置令施行規則第十六条の規定に依つて本来何等の制限を受くべきものでないから、自由預金を担保とする融通は差支へない。

(2)地方金融緊急措置委員会の設置(四月六日銀秘第五百七十八号)

金融緊急措置令は其の制定の趣旨よりして經濟活動の全般に涉り密接不可分の關係を持つ資金の移動を強力に規制せんとするものである為に其の適正円滑なる運用の如何は直ちに個人の消費生活より産業活動全般の運営に影響する処極めて大きいので特に地方の状況に即応した機動的な運用が望ましい。此の為に今回地方金融緊急措置委員会の制度を設置して右の目的に添ふ諮問機関とすることとなつた。本委員会の要領は左の通りである。

(イ)金融緊急措置令のみならず臨時資金調製法等金融に関する諸施策の運用の為の財務局長の諮問機関である。

(ロ)地域別委員会(財務局単位)及都道府県別委員会(都道府県単位)が置かれる。

(ハ)構成員は財務局及日本銀行を中心として関係官庁、金融機関、産業界、学識経験者、一般有識者の中より選定され、

大蔵大臣又は財務局長の委嘱の形式に依る。

(二) 官制上の機関とせず、事実上の機関である。

右の要旨に基いて地域別及都道府県別各委員会に關して目的、組織、権限、運営等について詳細な規定が定められて居る。

(3) 特定外国人に対する措置令の適用特例 (五月二十日蔵銀第三百五十八号)

措置令の適用範圍は日本人のみならず、外国政府及連合軍最高司令部に登録せられた外交官、連合軍及連合軍軍隊に所属する人々を除いて本邦に居住する朝鮮人、中華民國人其の他の外国人にも総て適用されて居るのであるが、今回左の外国人については特別の取扱が為されることとなつた。

(4) 昭和十六年十二月七日以降同二十年九月二日迄の間に於いて日本と交戦關係にあつた国の市民又は臣民であつた為に、又は此等の国又は其の市民又は臣民の協力者であつた為に日本政府又は其の代理機關に依り投獄され又は其の資産を没収、凍結又は売却せられた外国人については昭和二十一年四月十八日現在に所有している封鎖預金等の支払は差当り大蔵省告示第二十五号第五号及同告示第二十七号第七号の規定に依り大蔵大臣の許可があつたものとして取扱はれる。但し措置令施行規則第十三条に依る資金の融通に關しては一般と同様に適用される。

(5) 右の外国人と戦時中日本の国籍を有して居つた者 (例、朝鮮台灣人等) を含まない。

(6) (4) の外国人が特別取扱を受ける為には刑務所又は検事局の投獄の事実の証明書又は大蔵省理財局の資産凍結、没収、売却された事実の証明書の呈示を要する。

(7) 戦災者の生活必需物資購入の資金 (五月二十日蔵銀第三百六十号)

措置令施行規則第五條第一項第五号の規定に依る戦災者の生活必需品購入資金の払戻は四月一日大蔵省令第四十四号の附則に依つて当分の内停止されて居つたが、昭和二十一年三月三十一日迄に右の規定の限度金額迄自由支払を受けなかつた者については其の自由支払を受けなかつた金額の範囲内に於て左の場合に限つて自由支払を認められることとなつた。

(イ) 正規の配給ルートにより市区町村又は町内会、部落会より戦災者に対し日用生活必需品等の配給のあるとき其の配給物資の購入の爲必要な金額の範囲内の支払

(ロ) 呈示すべき証明書類は右の配給を証明する書類、個人金融通帳及罹災証明書である。

(5) 非常傭労務者の賃金の金額（五月一日銀秘第十六百四十三号）

非常傭労務者の賃金に關しては措置令施行規則第五條第一項第三号（同第十三條第一項第一号についても同じ）に規定せられて居る「月額五百円」の計算には、従来月を二十五日として計算した金額（月額二十円）に依つて居つた（事務取扱規定第六(4)）が、今回之を月を二十日として計算した金額（月額二十五円）に依ることとして就労の実情に適合せしめた。

(6) 馬鈴薯、麦類、米穀の買入代金（六月十三日蔵銀第四百四十二号）

昭和二十一年産馬鈴薯、麦類（大麦、裸麦、小麦）の買入代金及昭和二十年産米の供出割当を完納した農業者より当該供出割当量を超えて買入れる米穀の買入代金については市町村農業会は措置令施行規則第十三條の二第一項第四号の規定（主食の買入代金の規定）に拘ることなく全額自由支払を爲すことが出来る。

あとがき

以上述べた処に依つて本年七月上旬に至る改正の要点が明らかにされ得たことと思はれるが、金融緊急措置令の取扱について近く根本的な改正が予定されて居ることを付記せねばならない。即ち戦時国家補償の打切り問題に伴つて本措置令の対象である封鎖預金も当然に影響を受けるからであつて、本稿に於いて解説された改正の一部には其の準備的意義を有するものもある。然し乍ら茲に於いては斯る将来の改正は一応考慮せずに既往のものに止め、夫等予定せられた改正については補償打切りに関係のある一連の総合的立法の一環として解説されるのが適當であると思ふ。

出典・「財政」第一一巻第七号（昭二一・七・八合併号）、昭和二一年八月一日発行、二二頁から四四頁まで